

DWS グローバル公益債券ファンドDC

Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025.7.19

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

1. 本書により行うDWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）/ Bコース（為替ヘッジなし）（以下「ファンド」といいます。）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月18日に関東財務局長に提出しており、2025年7月19日にその効力が発生しております。
2. 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きのほか、為替変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。したがって、当ファンドは元金が保証されているものではありません。
3. 本書は、有価証券届出書（第三部の第2及び第3を除きます。）の内容を記載したものであり、投資家の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。

発 行 者 名：ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
代表者の役職氏名：代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ
本店の所在の場所：東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所：該当事項はありません。

目 次

項 目	ページ
第一部 【証券情報】	1
第二部 【ファンド情報】	5
第 1 【ファンドの状況】	5
第 2 【管理及び運営】	41
第 3 【ファンドの経理状況】	47
第 4 【内国投資信託受益証券事務の概要】	72
第三部 【委託会社等の情報】	73
第 1 【委託会社等の概況】	73
投資信託約款	

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

（以下、上記ファンドを総称して「DWS グローバル公益債券ファンドDC」または「ファンド」という場合があります。また、上記ファンドそれぞれを「Aコース（為替ヘッジあり）」または「Aコース」、「Bコース（為替ヘッジなし）」または「Bコース」あるいは「各ファンド」という場合があります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社（「ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社」をいいます。以下同じ。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(5)【申込手数料】

ありません。

(6)【申込単位】

申込単位は、1円以上1円単位とします。

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7)【申込期間】

2025年7月19日から2026年1月21日まで（継続申込期間）

ただし、取得申込受付日がフランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する場合、取得申込みの受付は行いません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

原則として、販売会社の本・支店、営業所等において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、確定拠出年金制度を利用する場合の申込みに関し取扱うものとします。

販売会社については、委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

(9)【払込期日】

当ファンドの取得申込者は、原則として販売会社が定める日までに申込代金を申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

原則として、申込みの取扱いを行った販売会社（上記「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。）において払込みを取扱います。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

取得申込みの方法等

a．当ファンドは、原則として確定拠出年金法に基づいて個人または事業主が拠出した資金を運用するためのファンドです。当ファンドの取得申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会等に限るものとします。

b．取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後 3 時 30 分¹までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が原則として再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このため、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約²を締結します。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

申込受付不可日

取得申込受付日が、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する場合は、販売会社の営業日であっても、取得申込みは受け付けません。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

a．信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。

b．委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

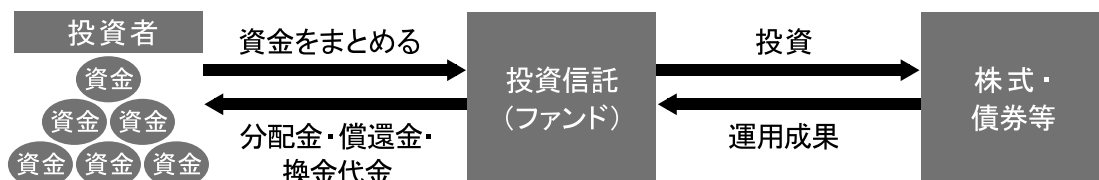
当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託の基礎知識

投資信託とは

多数の投資者からお金を集めて、ひとつの大きな資金にまとめます。

その資金を株式や債券等に分散投資して、運用する金融商品です。



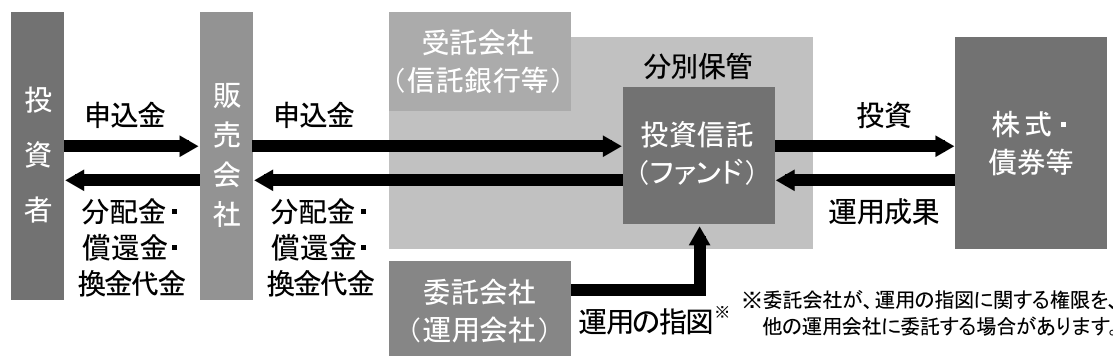
少額の資金で分散投資が可能です。運用による損益は、すべて投資者に帰属します。運用成果は、投資者の持ち分に応じて平等に分配されます。投資信託の投資対象や運用方法は、投資信託によってそれぞれ異なります。

投資信託の仕組み

委託会社(運用会社)は、投資信託の性格や運用方針等を決め、受託会社への指図を通じて実質的な運用を行います。

販売会社は、投資信託の販売、換金、分配金の支払い等を行う会社(証券会社や銀行、保険会社等の金融機関)です。

受託会社(信託銀行等)は、信託財産(投資信託において運用される株式や債券、現金等)の保管や管理を行います。信託財産は、受託会社の財産とは区別して保管されます。



留意ポイント

- (1) 購入時または換金時に手数料がかかる場合があります。
- (2) 保有期間中に運用管理費用(信託報酬)がかかります。
- (3) 信託財産留保額がかかる投資信託があります。信託財産留保額は、投資者が負担する費用で、投資信託の信託財産に繰り入れられます。
- (4) 購入期間・換金期間が限定されている場合があります。
- (5) 一般に、分配金・償還金・換金代金には税金がかかります。
- (6) 信託期間は延長される場合、もしくは繰上償還され短縮される場合があります。

投資信託は、元本保証がない金融商品です。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>
- ・電話番号 03-6730-1308 (受付時間：営業日の午前 9 時から午後 5 時まで)

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

各ファンドについて1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

< 商品分類表 >

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内 海外	株式	MMF MRF ETF	インデックス型
		債券		
追加型投信	内外	不動産投信 その他資産() 資産複合		特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 「投資対象地域」の区分のうち、「内外」とは、目論見書または投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象資産（収益の源泉）」の区分のうち、「債券」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照下さい。

< 属性区分表 >

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本を含む)				
	年 1 回	日本			日経225	ブル・ ベア型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	北米	ファミリー ファンド	Aコース あり (フルヘッジ)		条件付 運用型
	年 4 回	欧州				
	年 6 回 (隔月)	アジア			TOPIX	
	年 12 回 (毎月)	オセアニア				ロング・ ショート 型/絶対収 益追求型
不動産投信	日々	中南米				
その他資産 (投資信託証券(債券))	その他 ()	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	Bコース なし		
資産複合 ()		中近東 (中東)			その他 ()	その他 ()
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

< 属性区分の定義について >

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

1. 「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信（リート）以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、マザーファンド（投資信託証券）を通じて実質的に債券に投資するため、商品分類表の「投資対象資産（収益の源泉）」においては「債券」に分類されます。
2. 「決算頻度」の区分のうち、「年 1 回」とは、目論見書または投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
3. 「投資対象地域」の区分のうち、「グローバル」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとします。
4. 「投資形態」の区分のうち、「ファミリーファンド」とは、目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
5. 「為替ヘッジ」の区分のうち、「あり」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいい、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

ファンドの特色（以下は、ファンドが主として投資を行うマザーファンドの特色を含みます。）

1．DWS グローバル公益債券マザーファンドへの投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資するファンドです。

- 主に電力・ガス・水道等を供給する世界の公益企業・公社が発行する債券を投資対象とします。
- 上記に加え、その他の日常生活に密接なサービスを行う企業が発行する債券にも投資します。
- 組入債券の平均格付は、原則としてA格相当以上となることを目指します。
- 投資対象は、取得時において原則としてB B B格相当以上の投資適格債とします。
（注1）格付が公表されていない場合は、発行体の財務内容等を分析して適切と判断した格付を用います。
（注2）複数の格付機関により異なる格付が付与されている場合は、原則として上位の格付を採用します。
- 債券への投資にあたっては、金利水準・流動性・信用力等を勘案して選択した銘柄に投資します。

2．Aコース（為替ヘッジあり）とBコース（為替ヘッジなし）があります。

- Aコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。（ヘッジコストがかかる場合があります。）
- Bコース：実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

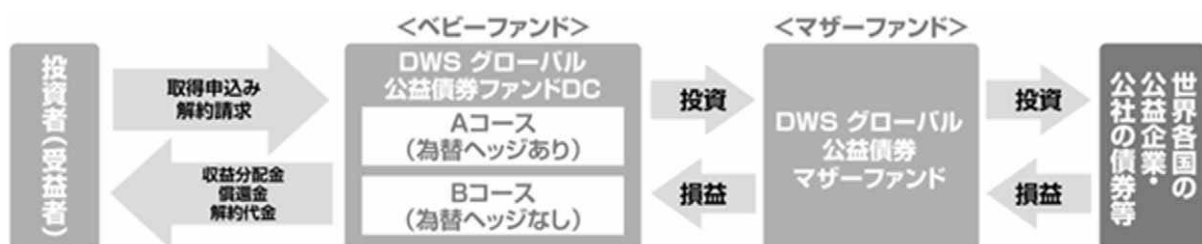
（注）販売会社によっては、Aコース、Bコースどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

3．Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドに係る運用指図に関する権限を、DWSインベストメントGmbHに委託します。

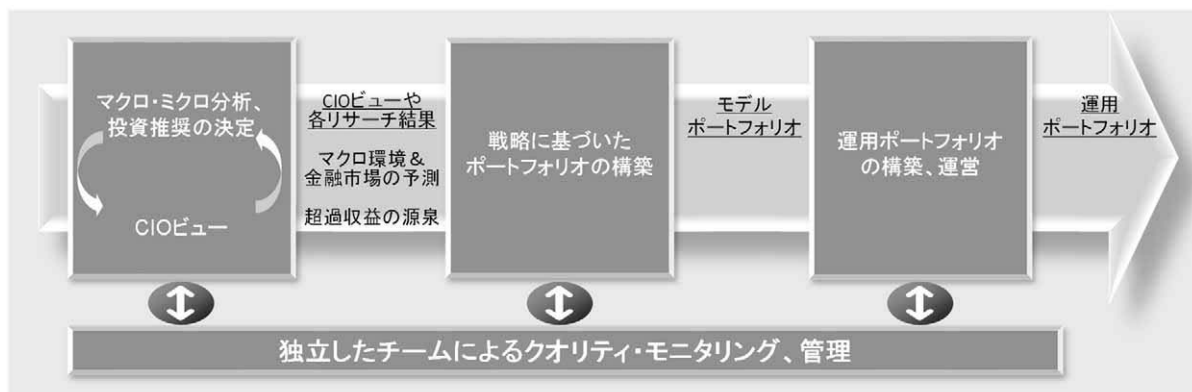
- DWSインベストメントGmbHはDWSグループのドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用成果の実現を目指します。

4．ファミリーファンド方式で運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、運用及び管理面の合理化・効率化をはかるため、投資者から集めた資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。



<運用プロセス>



ミクロ分析



(注1) 上記運用プロセスはマザーファンドに関するものです。

(注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。

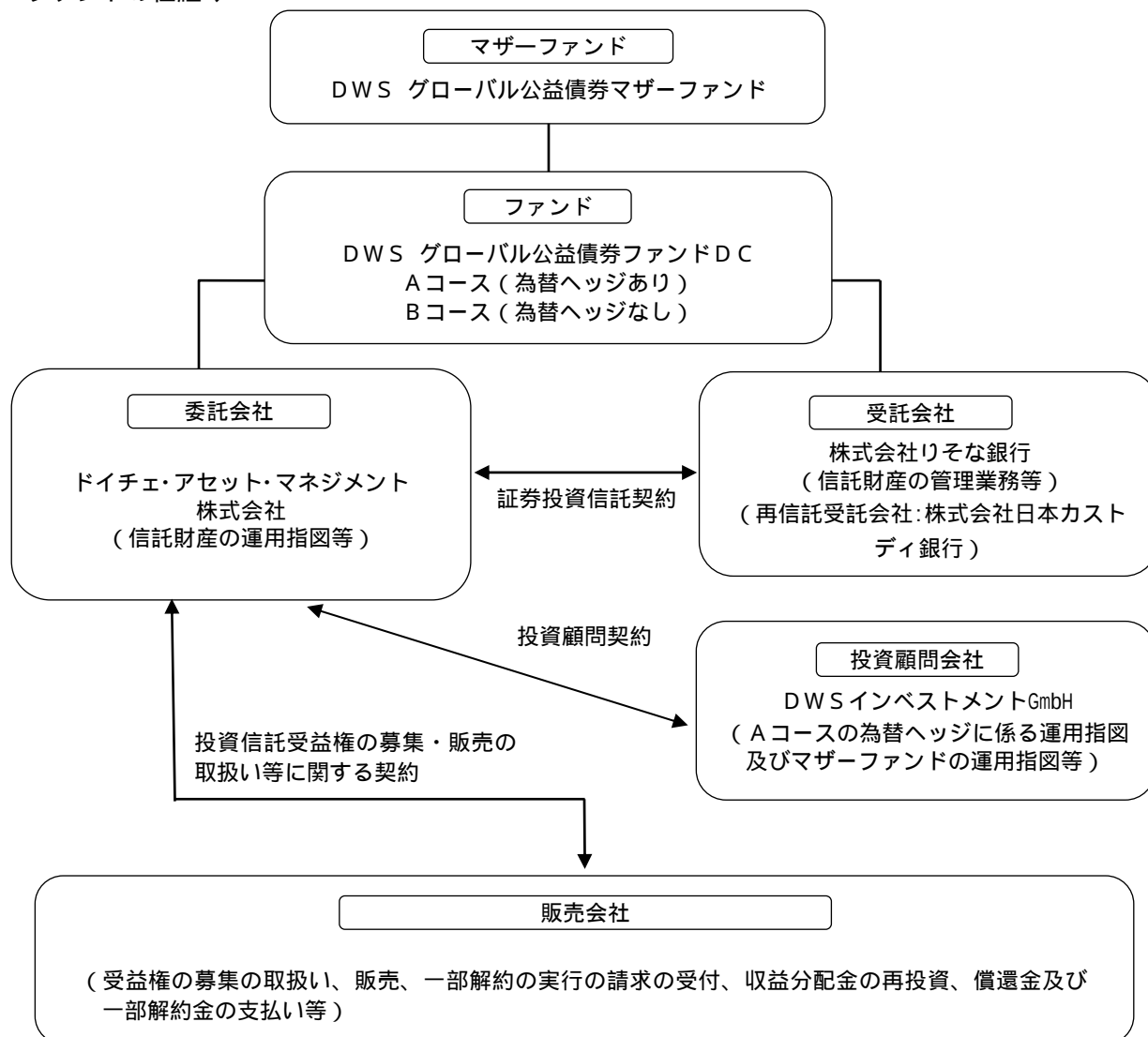
(注) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

2012年10月 5 日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

a. ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社（「委託会社」）

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

b. 株式会社りそな銀行（「受託会社」）

（再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行）

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。

c. 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、償還金及び一部解約金の支払い等を行います。

d . DWS インベストメントGmbH (「投資顧問会社」)

委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図等を行います。なお、委託を受けた者が、法令に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社の概況

a . 資本金の額 (2025年5月末現在)

3,078百万円

b . 沿革

1985 年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント (株) 設立
1987 年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990 年	ドイツ銀投資顧問 (株) と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント (株) に社名を変更
1995 年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問 (株) に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996 年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問 (株) に社名を変更
1999 年	バンカース・トラスト投信投資顧問 (株) と合併し、ドイチェ・アセット・マネジ メント (株) に社名を変更
2002 年	チューリッヒ・スカダー投資顧問 (株) と合併
2005 年	ドイチェ・アセット・マネジメント (株) とドイチェ信託銀行 (株) の資産運用サー ビス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント (株) に一本化

c . 大株主の状況 (2025年5月末現在)

名 称:	DWS グループ GmbH & Co. KGaA
住 所:	ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・ラン ト通り11 - 17
所有株式:	61,560株
所有比率:	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

DWS グローバル公益債券マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。

b．投資態度

1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

2) < Aコース >

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

< Bコース >

実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

3) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

4) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

6) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< マザーファンドの投資方針 >

基本方針

マザーファンドは、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

運用方法

a．投資対象

世界各国の公益企業・公社が発行する債券を主要投資対象とします。

b．投資態度

1) 主として、世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

2) 債券への投資にあたっては、金利水準・流動性・信用力等を勘案して選択した銘柄に投資します。

3) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

4) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

5) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことができます。

6) 信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避す

- るため、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことができます。
- 7) 市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限ります。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

投資の対象とする有価証券等

- a. 委託会社は、信託金を、主として、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社として締結されたDWS グローバル公益債券マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
 1. 株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

- 18．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
 - 19．預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 20．外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 21．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 - 22．抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 23．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 24．外国の者に対する権利で上記23．の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1．の証券または証書及び上記13．並びに上記19．の証券または証書のうち上記1．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2．から上記6．までの証券並びに上記16．の証券及び上記13．並びに上記19．の証券または証書のうち上記2．から上記6．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14．及び上記15．の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b．委託会社は、信託金を、上記a．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。
- 1．預金
 - 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3．コール・ローン
 - 4．手形割引市場において売買される手形
 - 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6．外国の者に対する権利で上記5．の権利の性質を有するもの
- c．上記a．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

< マザーファンドの投資対象 >

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款に定めるものに限り。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

投資の対象とする有価証券等

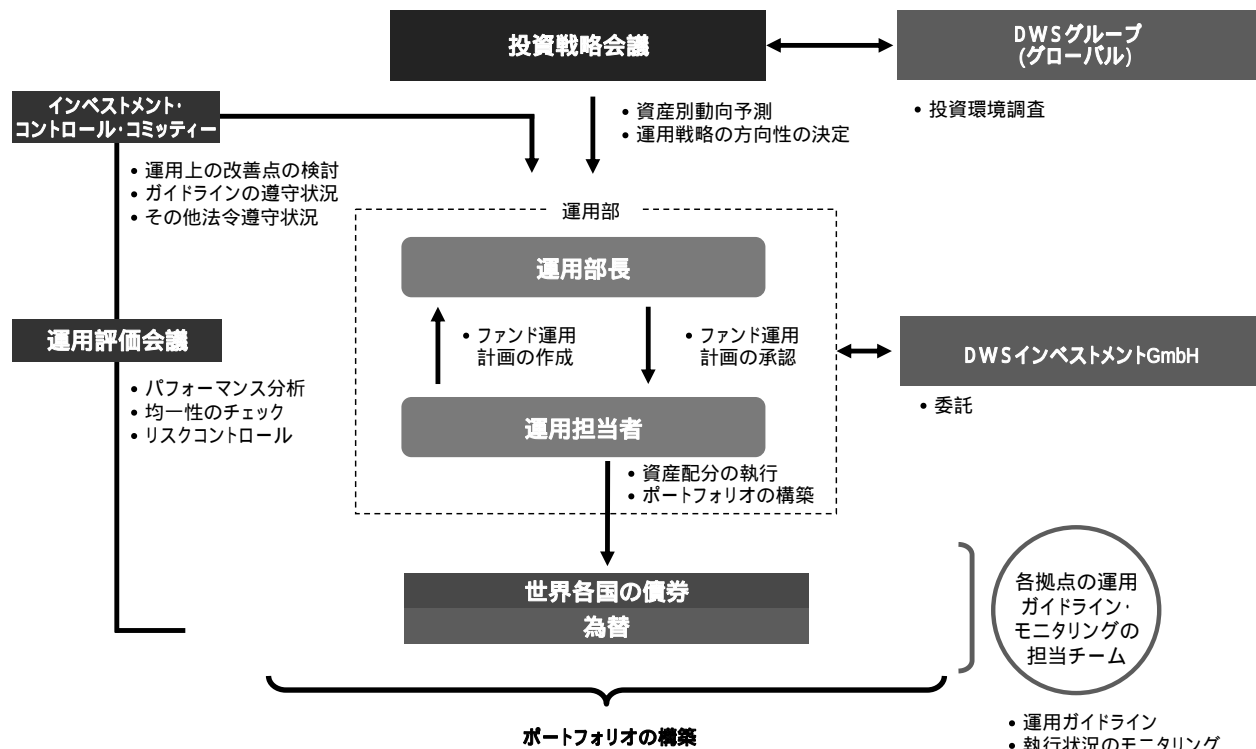
- a．委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。
- 1．株券または新株引受権証書
 - 2．国債証券
 - 3．地方債証券
 - 4．特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 6. 資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から上記12. までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。下記16. において同じ。）で下記16. で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本16. において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で上記23. の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1. の証券または証書及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2. から上記6. までの証券並びに上記16. の証券及び上記13. 並びに上記19. の証券または証書のうち上記2. から上記6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記14. 及び上記15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- b. 委託会社は、信託金を、上記a. に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの
- c. 上記a. の規定にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を主として上記b. に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は、以下の通りです。

<運用体制>

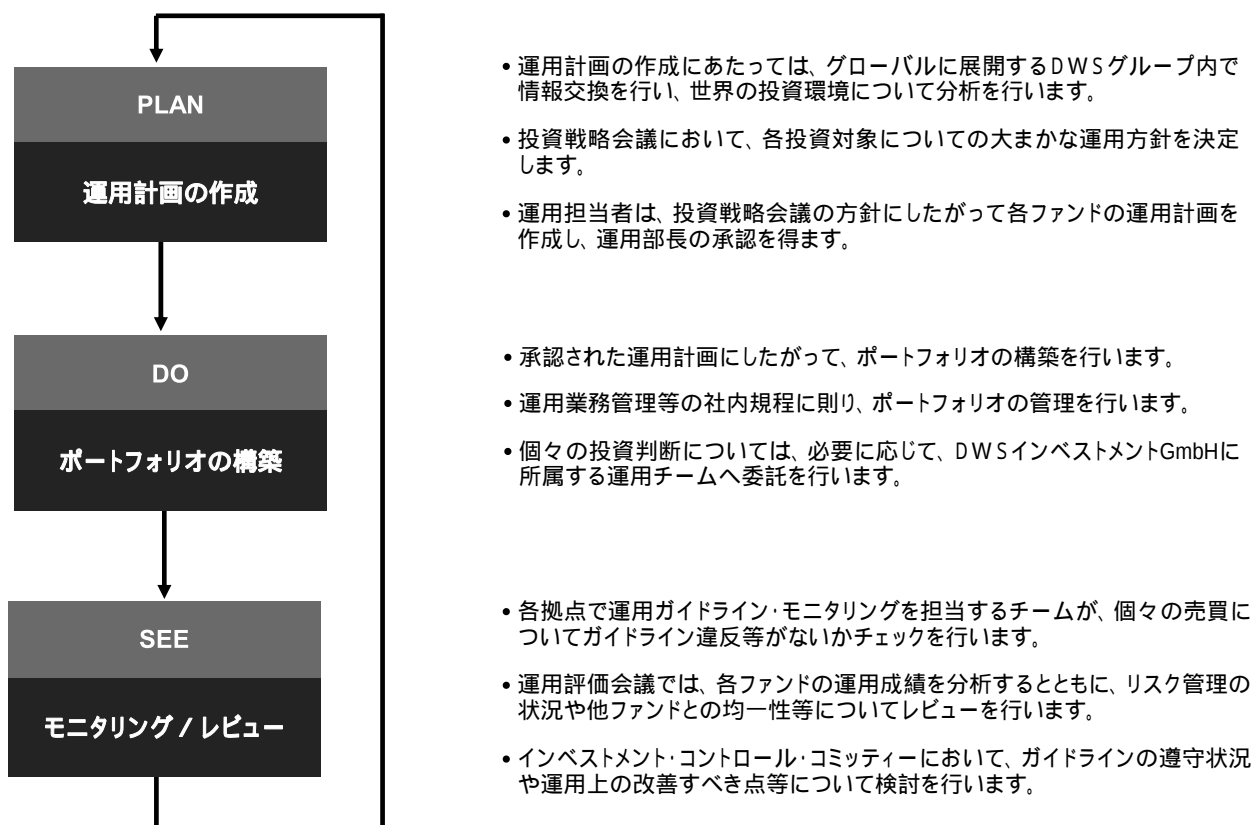


委託会社は、Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図に関する権限をDWSインベストメントGmbH（所在地：ドイツ フランクフルト）に委託します（以下「運用委託先」という場合があります。）。運用計画の作成、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等のその他運用に関連する業務は、委託会社の運用部が行います。当該運用部における主な意思決定機関は、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベストメント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

運用委託先の管理体制については、当該委託先との継続的な情報交換及び定期的な訪問等を通じて、運用面、法令遵守面、業務執行面から評価を行います。評価結果は上述のインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは必要に応じて適切な措置を行います。

< 運用の流れ >



< 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

< 委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社のアセットマネジメント業務部においてモニターしております。

運用委託先に対しては、運用委託に関する社内規程に基づき管理します。委託会社は、資産運用能力（運用パフォーマンス実績）、信用力、リスク管理能力（運用ガイドラインの遵守状況を含みます。）及び内部統制の状況（または内部監査の実施状況）の観点から、定期的に運用委託先を定量的・定性的に評価します。評価結果はインベストメント・コントロール・コミッティーに報告され、同コミッティーは評価結果を踏まえて運用委託先の契約継続の可否等を検討します。また重要な契約違反、エラーまたは問題点等が判明した場合、直ちに運用委託先に報告及び是正を求めるものとします。

（注）運用体制は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時（原則として毎年4月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

（注）将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への実質投資割合 は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

「実質投資割合」とは、ファンドに属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b．同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの並びに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがあるものをいいます。以下同じ。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資する株式等の範囲

- a．委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されて

いる株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

- b．上記 a．の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．上記 a．の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 1．信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2．株式分割により取得する株券
 - 3．有償増資により取得する株券
 - 4．売出しにより取得する株券
 - 5．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記 5．に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c．委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）
- b．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b．金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超

えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- c．金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d．委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b．上記 a．に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b．上記 a．の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、上記 b．の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b．上記 a．の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c．信託財産の一部解約等の事由により、上記 b．の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d．上記 a．の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- a．委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。以下本において同じ。）について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

- b. 上記 a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 上記 b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- d. 上記 a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

< マザーファンドの信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資制限

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

同一銘柄の株式等への投資制限

- a. 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。
- b. 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資制限

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 % 以下とします。

投資する株式等の範囲

- a . 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。
- b . 上記 a . の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引の指図範囲

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b . 上記 a . の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - 1 . 信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - 2 . 株式分割により取得する株券
 - 3 . 有償増資により取得する株券
 - 4 . 売出しにより取得する株券
 - 5 . 信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
 - 6 . 信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（上記 5 . に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券
- c . 委託会社は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

先物取引等の運用指図

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- b . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスク

を回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- b. 金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付の指図及び範囲

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記 a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

公社債の空売り

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. 上記 a. の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記 a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記 b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記 a. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図

- a. 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

b．上記 a．の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c．上記 b．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

< 法令で定める投資制限 >

同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次の a．の数が b．の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

a．委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b．当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1)当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、債券等の値動きのある証券（外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

金利変動リスク

債券価格は、通常、金利が上昇した場合には下落傾向となり、金利が低下した場合には上昇傾向となります。したがって、金利が上昇した場合には、保有している債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

信用リスク

債券及びコマーシャル・ペーパー等短期金融商品の価格は、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化により、下落することがあります。特に、デフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落（価格がゼロとなることもあります。）し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは主に外国の債券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

Aコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図りますので、為替変動による基準価額への影響は軽減されますが、影響がすべて排除されるわけではありません。また、ヘッジ対象通貨と円との金利差等が反映されたヘッジコストがかかり、基準価額の下落要因となることがあります。Bコースについては、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、基準価額は為替変動による影響を直接受けます。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

その他の留意点

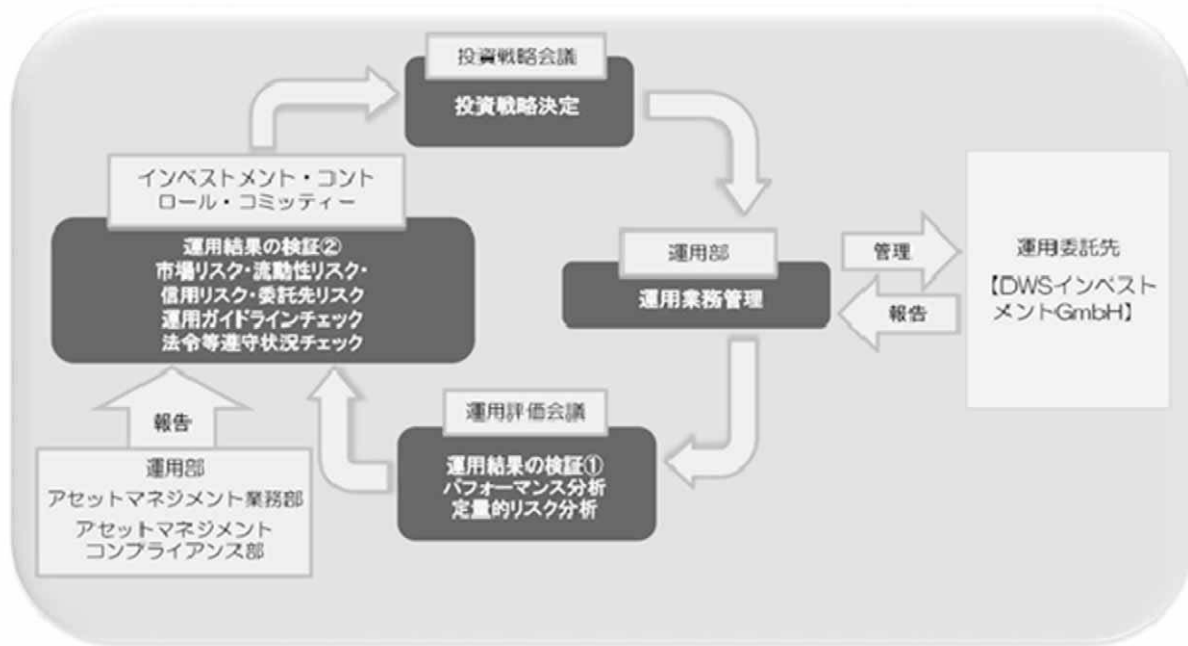
- ・当ファンドの追加設定（ファンドへの資金流入）及び一部解約（ファンドからの資金流出）による資金の流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の追加設定があった場合、マザーファンドにおいても原則として迅速に有価証券の組入れを行います。買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動する可能性があります。また、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドの追加設定・一部解約等により、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約代金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイ

ナスの影響を及ぼす可能性や、解約申込みの受付が中止となる可能性、解約代金の支払いが遅延する可能性等があります。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、取得申込み・解約請求の受付を中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。
- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・各ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。
フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

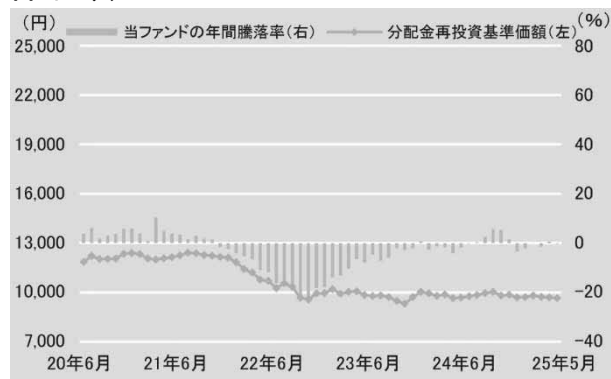
(注) 投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移 ※1, ※2

(2020年6月～2025年5月)

A コース



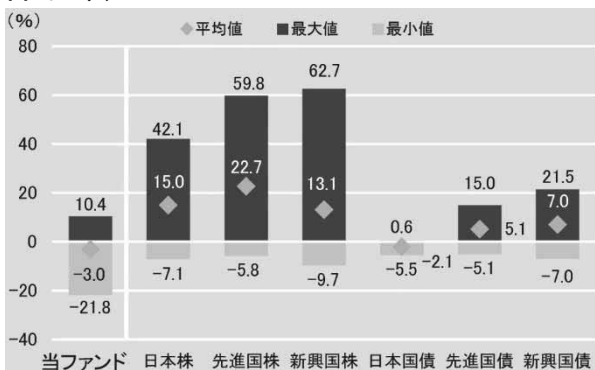
B コース



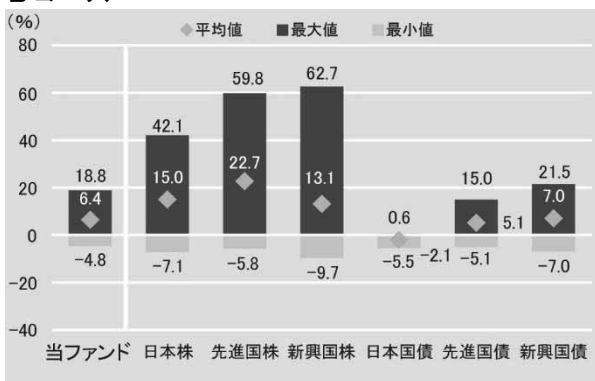
当ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較 ※1, ※3, ※4

(2020年6月～2025年5月)

A コース



B コース



※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。

※3 2020年6月～2025年5月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日本株：TOPIX（配当込み）

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド（円ベース）

（注1）すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

（注2）先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- ・ T O P I X（東証株価指数）の指数値及び T O P I Xにかかる標章または商標は、株式会社 J P X総研または株式会社 J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等 T O P I Xに関するすべての権利・ノウハウ及び T O P I Xにかかる標章または商標に関するすべての権利は J P Xが有します。J P Xは、T O P I Xの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ・ M S C Iコクサイ・インデックス及び M S C Iエマージング・マーケット・インデックスは、M S C Iインク（以下「M S C I」といいます。）が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は M S C Iに帰属します。また、M S C Iは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- ・ N O M U R A－B P Iは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「N F R C」といいます。）が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は N F R Cに帰属します。なお、N F R Cは N O M U R A－B P Iを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- ・ J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスグローバル（除く日本）及び J Pモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスエマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社である J. P. Morgan Securities LLC（以下「J. P. Morgan」といいます。）が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J. P. Morganは、インデックス及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でインデックス及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励するものではありません。J. P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはインデックス及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込みに係る手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）に係る手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年率1.10%（税抜1.00%）を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分（年率、税抜）	役務の内容
委託会社	0.48%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.48%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.04%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

（注）委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

上記の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、第1期計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁するものとします。

Aコースの為替ヘッジに係る運用指図及びマザーファンドの運用指図を行うDWSインベストメント GmbHに対する投資顧問報酬は、委託会社が受ける信託報酬の中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

当ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用（ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。）、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産総額に対して年率0.10%を上限とします。

信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、第1期計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに消費税等相当額とともに信託財産中から支払われます。

上記の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、信託事務の処理等に要する諸費用を除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

受益者が、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込みを行う資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。

なお、上記以外の日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については下記「収益分配金について」をご参照下さい。）

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は2025年5月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a．個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%（所得税15.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

b．法人の受益者に対する課税

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はありません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

（注1）上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

（注2）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（注3）課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

(参考情報)

ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（2024年4月23日～2025年4月21日）における当ファンドの総経費率は以下のとおりです。

	総経費率（ + ）	運用管理費用の比率	その他の費用の比率
Aコース	1.26%	1.10%	0.16%
Bコース	1.21%	1.10%	0.11%

対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。
詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

DWS グローバル公益債券ファンドD C Aコース（為替ヘッジあり）

（2025年5月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,721,314	100.45
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	39,016	0.45
合計(純資産総額)		8,682,298	100.00

DWS グローバル公益債券ファンドD C Bコース（為替ヘッジなし）

（2025年5月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	19,133,877	100.18
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	34,189	0.18
合計(純資産総額)		19,099,688	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

（2025年5月30日現在）

資産の種類	地域別（国名）	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	メキシコ	410,208,474	0.51
	フランス	2,491,337,923	3.12
	オランダ	837,752,756	1.05
	アイルランド	351,930,179	0.44
	スウェーデン	1,186,448,336	1.48
	デンマーク	1,258,093,530	1.57
	チェコ	679,220,118	0.85
	スロバキア	302,766,761	0.38
	アラブ首長国連邦	742,139,008	0.93
	小計	8,259,897,085	10.34
社債券	アメリカ	44,639,638,840	55.87
	カナダ	3,046,209,720	3.81
	ドイツ	953,483,880	1.19
	イタリア	1,771,665,503	2.22
	フランス	1,131,655,120	1.42
	オランダ	7,801,955,772	9.76
	スペイン	1,887,431,612	2.36
	ベルギー	751,624,105	0.94
	ルクセンブルグ	304,830,360	0.38
	フィンランド	1,065,662,639	1.33
	イギリス	132,767,209	0.17
	ノルウェー	343,846,026	0.43
	チェコ	782,096,052	0.98
	オーストラリア	1,649,899,013	2.07
	小計	66,262,765,851	82.93

コール・ローン・その他の資産(負債控除後)	—	5,375,241,226	6.73
合計(純資産総額)		79,897,904,162	100.00

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース(為替ヘッジあり)

<評価額(全銘柄)>

(2025年5月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	DWS グローバル公 益債券マザーファンド	3,195,440	2.6626	8,508,439	2.7293	8,721,314	100.45

<種類別投資比率>

(2025年5月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.45
合計		100.45

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース(為替ヘッジなし)

<評価額(全銘柄)>

(2025年5月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資 信託受 益証券	DWS グローバル公 益債券マザーファンド	7,010,544	2.6633	18,671,525	2.7293	19,133,877	100.18

<種類別投資比率>

(2025年5月30日現在)

種類	国内/外国	投資比率(%)
親投資信託受益証券	国内	100.18
合計		100.18

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄及び種類別の評価金額の比率をいいます。

(参考) DWS グローバル公益債券マザーファンド

<評価額(上位30銘柄)>

(2025年5月30日現在)

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	社債券	DUK 6.4% 06/15/38	14,000,000	15,512.06	2,171,688,876	15,480.55	2,167,277,822	6.4	2038/6/15	2.71
2	アメリカ	社債券	ONCRTX 5.25% 09/30/40	13,000,000	13,765.19	1,789,475,202	13,699.30	1,780,909,182	5.25	2040/9/30	2.23
3	アメリカ	社債券	ED 4.45% 03/15/44	14,000,000	12,110.25	1,695,436,015	12,146.80	1,700,552,032	4.45	2044/3/15	2.13
4	オランダ	社債券	EOANGR 6.65% 04/30/38	11,000,000	15,339.99	1,687,399,436	15,243.74	1,676,812,043	6.65	2038/4/30	2.10
5	カナダ	社債券	TRPCN 7.625% 01/15/39	9,000,000	16,283.20	1,465,488,594	16,290.54	1,466,148,957	7.625	2039/1/15	1.84
6	アメリカ	社債券	KMI 6.95% 01/15/38	8,800,000	15,402.98	1,355,462,342	15,540.11	1,367,530,388	6.95	2038/1/15	1.71
7	アメリカ	社債券	EPD 5.95% 02/01/41	9,000,000	14,531.58	1,307,843,042	14,508.13	1,305,732,469	5.95	2041/2/1	1.63
8	アメリカ	社債券	BRKHEC 6.25% 10/15/37	7,500,000	15,027.94	1,127,095,564	14,775.44	1,108,158,675	6.25	2037/10/15	1.39
9	アメリカ	社債券	PEG 3.8% 01/01/43	9,300,000	11,218.11	1,043,285,103	11,239.69	1,045,292,089	3.8	2043/1/1	1.31
10	オランダ	社債券	EDPPL 1.71% 01/24/28	7,500,000	13,297.18	997,288,857	13,336.02	1,000,202,224	1.71	2028/1/24	1.25
11	アメリカ	社債券	D 7% 06/15/38	6,110,000	15,927.54	973,173,035	15,932.59	973,481,580	7	2038/6/15	1.22
12	アメリカ	社債券	SO 4.3% 03/15/42	8,000,000	12,051.27	964,101,644	12,070.83	965,666,950	4.3	2042/3/15	1.21
13	アメリカ	社債券	DUK 3.25% 08/15/25	6,665,000	14,349.59	956,400,427	14,357.50	956,927,818	3.25	2025/8/15	1.20
14	デンマーク	特殊債券	ORSTED 4.875% 01/12/32	5,000,000	18,601.54	930,077,450	18,526.42	926,321,228	4.875	2032/1/12	1.16
15	オランダ	社債券	EOANGR 6.375% 06/07/32	4,500,000	20,452.48	920,361,744	20,577.69	925,996,077	6.375	2032/6/7	1.16
16	アメリカ	社債券	EXC 7.6% 04/01/32	5,000,000	16,140.11	807,005,675	16,188.97	809,448,588	7.6	2032/4/1	1.01
17	アメリカ	社債券	EPD 4.85% 03/15/44	6,200,000	12,679.98	786,158,912	12,643.15	783,875,407	4.85	2044/3/15	0.98
18	オランダ	社債券	ENELIM 6.8% 09/15/37	5,000,000	15,378.12	768,906,022	15,402.00	770,100,143	6.8	2037/9/15	0.96
19	オランダ	社債券	ENELIM 5.75% 09/14/40	4,000,000	18,429.75	737,190,112	18,612.22	744,489,024	5.75	2040/9/14	0.93

20	アラブ首長国連邦	特殊債券	TAQAUH 4.375% 01/24/29	5,200,000	14,198.53	738,323,576	14,271.90	742,139,008	4.375	2029/1/24	0.93
21	アメリカ	社債券	EXC 4.9% 06/15/33	5,000,000	14,269.02	713,451,331	14,350.31	717,515,658	4.9	2033/6/15	0.90
22	アメリカ	社債券	EXC 3.35% 03/15/32	5,500,000	12,891.47	709,030,924	13,035.34	716,943,774	3.35	2032/3/15	0.90
23	アメリカ	社債券	OKE 3.4% 09/01/29	5,000,000	13,435.29	671,764,998	13,566.26	678,313,471	3.4	2029/9/1	0.85
24	アメリカ	社債券	ETR 2.4% 06/15/31	5,125,000	12,233.26	626,954,888	12,522.44	641,775,296	2.4	2031/6/15	0.80
25	アメリカ	社債券	NEE 2.25% 06/01/30	5,000,000	12,687.89	634,394,765	12,792.92	639,646,020	2.25	2030/6/1	0.80
26	アメリカ	社債券	PNW 5.15% 05/15/30	4,300,000	14,366.28	617,750,157	14,531.58	624,858,342	5.15	2030/5/15	0.78
27	アメリカ	社債券	WMB 4% 09/15/25	4,250,000	14,348.87	609,827,164	14,357.50	610,194,033	4	2025/9/15	0.76
28	アメリカ	社債券	OKE 6.85% 10/15/37	4,000,000	15,125.77	605,030,898	15,227.77	609,111,051	6.85	2037/10/15	0.76
29	オランダ	社債券	ENELIM 5.5% 06/26/34	4,200,000	14,325.85	601,685,921	14,366.13	603,377,832	5.5	2034/6/26	0.76
30	カナダ	社債券	ENBCN 6.7% 11/15/53	4,000,000	14,963.91	598,556,748	14,998.44	599,937,900	6.7	2053/11/15	0.75

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

<種類別投資比率>

（2025年5月30日現在）

種類	国内 / 外国	投資比率（％）
特殊債券	外国	10.34
社債券	外国	82.93
合計		93.27

（注）投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

該当事項はありません。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

該当事項はありません。

DWS グローバル公益債券ファンドD C Bコース（為替ヘッジなし）
該当事項はありません。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド
該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドD C Aコース（為替ヘッジあり）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間末（2016年 4月20日）	48	48	1.0673	1.0673
第5計算期間末（2017年 4月20日）	46	46	1.0986	1.0986
第6計算期間末（2018年 4月20日）	56	56	1.0965	1.0965
第7計算期間末（2019年 4月22日）	45	45	1.1086	1.1086
第8計算期間末（2020年 4月20日）	40	40	1.1484	1.1484
第9計算期間末（2021年 4月20日）	10	10	1.2113	1.2113
第10計算期間末（2022年 4月20日）	9	9	1.0808	1.0808
第11計算期間末（2023年 4月20日）	13	13	1.0051	1.0051
第12計算期間末（2024年 4月22日）	12	12	0.9646	0.9646
第13計算期間末（2025年 4月21日）	8	8	0.9636	0.9636
2024年 5月末日	12	—	0.9684	—
6月末日	13	—	0.9759	—
7月末日	13	—	0.9837	—
8月末日	12	—	0.9959	—
9月末日	12	—	1.0041	—
10月末日	10	—	0.9814	—
11月末日	10	—	0.9864	—
12月末日	9	—	0.9693	—
2025年 1月末日	9	—	0.9718	—
2月末日	9	—	0.9810	—
3月末日	8	—	0.9726	—
4月末日	8	—	0.9707	—
5月末日	8	—	0.9659	—

DWS グローバル公益債券ファンドD C Bコース（為替ヘッジなし）

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第4計算期間末（2016年 4月20日）	14	14	1.4463	1.4463
第5計算期間末（2017年 4月20日）	20	20	1.4694	1.4694
第6計算期間末（2018年 4月20日）	19	19	1.5270	1.5270
第7計算期間末（2019年 4月22日）	13	13	1.5891	1.5891
第8計算期間末（2020年 4月20日）	13	13	1.5998	1.5998
第9計算期間末（2021年 4月20日）	7	7	1.7500	1.7500
第10計算期間末（2022年 4月20日）	16	16	1.8258	1.8258
第11計算期間末（2023年 4月20日）	16	16	1.8356	1.8356

第12計算期間末	(2024年 4月22日)	17	17	2.1414	2.1414
第13計算期間末	(2025年 4月21日)	17	17	2.0956	2.0956
	2024年 5月末日	18	—	2.2047	—
	6月末日	19	—	2.2842	—
	7月末日	18	—	2.1976	—
	8月末日	17	—	2.1397	—
	9月末日	18	—	2.1428	—
	10月末日	19	—	2.2479	—
	11月末日	19	—	2.2082	—
	12月末日	19	—	2.2775	—
	2025年 1月末日	19	—	2.2334	—
	2月末日	19	—	2.1961	—
	3月末日	18	—	2.2055	—
	4月末日	18	—	2.1299	—
	5月末日	19	—	2.1461	—

(注) 純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース(為替ヘッジあり)

		1口当たりの分配金(円)
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.0000
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0000
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	0.0000
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	0.0000
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	0.0000
第12計算期間	2023年 4月21日～2024年 4月22日	0.0000
第13計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月21日	0.0000

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース(為替ヘッジなし)

		1口当たりの分配金(円)
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	0.0000
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	0.0000
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.0000
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	0.0000
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.0000
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	0.0000
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	0.0000
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	0.0000
第12計算期間	2023年 4月21日～2024年 4月22日	0.0000
第13計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月21日	0.0000

【収益率の推移】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

		収益率（％）
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	2.8
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	2.9
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	0.2
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	1.1
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	3.6
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	5.5
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	10.8
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	7.0
第12計算期間	2023年 4月21日～2024年 4月22日	4.0
第13計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月21日	0.1

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

		収益率（％）
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	9.1
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	1.6
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	3.9
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	4.1
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	0.7
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	9.4
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	4.3
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	0.5
第12計算期間	2023年 4月21日～2024年 4月22日	16.7
第13計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月21日	2.1

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

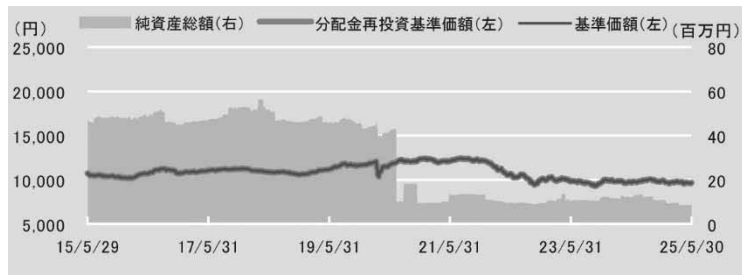
		設定口数（口）	解約口数（口）
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	5,161,849	5,354,417
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	3,383,251	6,481,331
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	11,096,890	2,549,510
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	1,693,492	11,516,177
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	3,729,027	9,365,333
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	8,006,056	35,367,196
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	3,675,759	2,849,201
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	4,520,534	224,355
第12計算期間	2023年 4月21日～2024年 4月22日	4,042,723	4,889,034
第13計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月21日	1,701,223	5,426,579

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

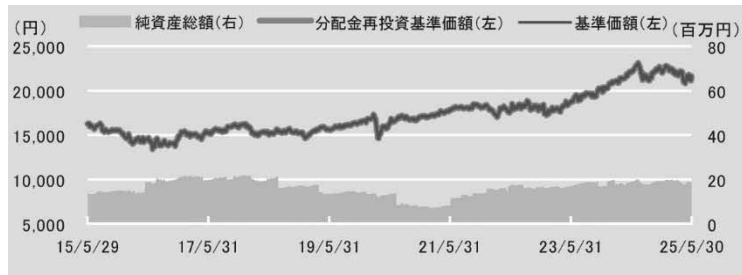
		設定口数（口）	解約口数（口）
第4計算期間	2015年 4月21日～2016年 4月20日	2,760,085	1,699,345
第5計算期間	2016年 4月21日～2017年 4月20日	6,455,888	1,966,446
第6計算期間	2017年 4月21日～2018年 4月20日	2,618,964	4,340,362
第7計算期間	2018年 4月21日～2019年 4月22日	2,738,944	6,712,410
第8計算期間	2019年 4月23日～2020年 4月20日	1,198,867	1,558,139
第9計算期間	2020年 4月21日～2021年 4月20日	1,393,558	5,012,261
第10計算期間	2021年 4月21日～2022年 4月20日	4,810,971	386,756
第11計算期間	2022年 4月21日～2023年 4月20日	3,380,454	3,405,571
第12計算期間	2023年 4月21日～2024年 4月22日	2,014,367	2,733,216
第13計算期間	2024年 4月23日～2025年 4月21日	1,912,422	1,725,371

基準価額・純資産の推移(2015/5/29~2025/5/30)

Aコース



Bコース



分配の推移

Aコース

1万口当たり、税引前	
2025年 4月	0円
2024年 4月	0円
2023年 4月	0円
2022年 4月	0円
2021年 4月	0円
設定来累計	0円

Bコース

1万口当たり、税引前	
2025年 4月	0円
2024年 4月	0円
2023年 4月	0円
2022年 4月	0円
2021年 4月	0円
設定来累計	0円

※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。

※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

主要な資産の状況

マザーファンドにおける組入上位10銘柄

	発行体	国	業種	通貨	償還日	クーポン(%)	格付	比率(%)
1	デューク・エナジー・フロリダ	アメリカ	電力	USD	2038/6/15	6.400	A+	2.7
2	オンコー・エレクトリック・デリバリー	アメリカ	電力	USD	2040/9/30	5.250	A+	2.2
3	コンソリデテッド・エジソン(ニューヨーク)	アメリカ	電力	USD	2044/3/15	4.450	A-	2.1
4	イー・オン・インターナショナル・ファイナンス	オランダ	電力	USD	2038/4/30	6.650	A-	2.1
5	トランスカナダ・パイプラインズ	カナダ	ガス	USD	2039/1/15	7.625	BBB+	1.8
6	キンダー・モルガン・エナジー・パートナーズ	アメリカ	ガス	USD	2038/1/15	6.950	BBB	1.7
7	エンタープライズ・プロダクツ・オペレーティング	アメリカ	その他公益企業、公社	USD	2041/2/1	5.950	A-	1.6
8	パシフィック・コープ	アメリカ	電力	USD	2037/10/15	6.250	A	1.4
9	パブリック・サービス・エレクトリック&ガス	アメリカ	電力	USD	2043/1/1	3.800	A+	1.3
10	EDPファイナンス	オランダ	電力	USD	2028/1/24	1.710	BBB	1.3

マザーファンドにおける業種別構成比

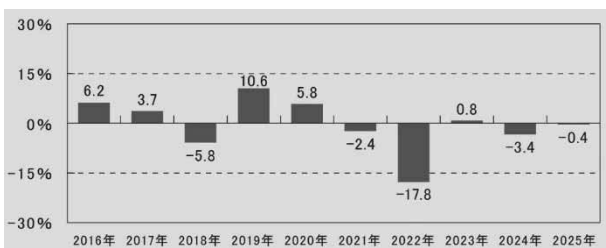
業種	比率(%)
電力	65.0
ガス	13.0
その他公益企業、公社	15.2

※1 格付は、Moody's、S & P、フィッチのうち上位のものを採用しております。

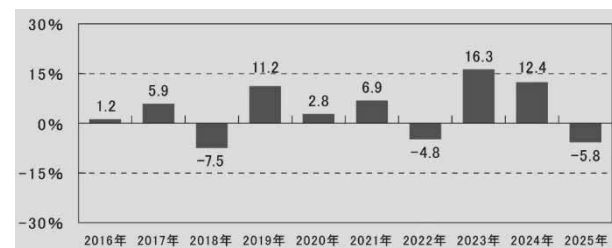
※2 比率はマザーファンドにおける組入比率です。

年間収益率の推移

Aコース



Bコース



※1 年間収益率の推移は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

※2 2025年は5月末までの騰落率を表示しております。

※3 当ファンドにベンチマークはありません。

(注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。

(注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分¹までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

1 販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドは、収益の分配時に収益分配金が原則として再投資される「自動けいぞく投資専用ファンド」です。このため、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」にしたがって契約²を締結します。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

2 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、1円以上1円単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料はありません。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。

詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a. 信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b. 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、受益権の取得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日（ただし、フランクフルト証券取引所の休業日、フランクフルトの銀行休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行休業日、ニューヨークにおける債券市場の取引停止日のいずれかに該当する日を除きます。）の午後3時30分までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、1口単位とします。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から販売会社の本・支店、営業所等にて支払われます。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託会社が判断した場合は、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記 に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

（注）上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

・ホームページアドレス <https://funds.dws.com/ja-jp/>

・電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

＜基準価額の計算方法等について＞

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権1口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示さ

れることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
・ ホームページアドレス https://funds.dws.com/ja-jp/
・ 電話番号 03-6730-1308（受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで）

また、原則として日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。

ファンド	略称
Aコース	公益債D C A
Bコース	公益債D C B

< 運用資産の評価基準及び評価方法 >

マザーファンド	基準価額で評価します。
株式	原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。
公社債等	法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、時価評価します。
外貨建資産	原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により評価します。
外国為替予約取引	原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

(2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（2012年10月5日）から無期限とします。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5)【その他】

信託の終了

(イ)委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(ロ)委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当

該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- (ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ)上記(ロ)から(ニ)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ロ)から(ニ)までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

信託約款の変更等

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本 に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の事項(上記(イ)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記(イ)の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ)上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本(ハ)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ)上記(ロ)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ホ)書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ヘ)上記(ロ)から(ホ)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ト)上記(イ)から(ヘ)までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託

会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書（全体版）については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

関係法人との契約の更改等

<投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約>

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

<投資顧問契約>

契約の期間については、特段の定めはありません。ただし、90日以上前の書面による相手方への通知により、どちらの当事者も投資顧問契約を終了することができます。終了の通知に際し、投資顧問会社は委託会社により別段指示されない限り、終了日まで運用の指図を続けるものとします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

(イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

(イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記 の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

(ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に、販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定

された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。) に対し、遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。なお、当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に应じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、1口単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から受益者に支払われます。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期計算期間（2024年4月23日から2025年4月21日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月2日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の2024年4月23日から2025年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）の2025年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

(1)【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	12,872,816	8,306,105
派生商品評価勘定	1,242	328,830
流動資産合計	12,874,058	8,634,935
資産合計	12,874,058	8,634,935
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	257,363	21,721
未払解約金	387,159	-
未払受託者報酬	2,612	2,116
未払委託者報酬	62,667	51,043
その他未払費用	5,877	4,775
流動負債合計	715,678	79,655
負債合計	715,678	79,655
純資産の部		
元本等		
元本	12,604,247	8,878,891
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	445,867	323,611
（分配準備積立金）	1,150,247	960,334
元本等合計	12,158,380	8,555,280
純資産合計	12,158,380	8,555,280
負債純資産合計	12,874,058	8,634,935

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期計算期間 (自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	第13期計算期間 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
営業収益		
有価証券売買等損益	1,887,403	52,092
為替差損益	2,185,811	146,423
営業収益合計	298,408	198,515
営業費用		
受託者報酬	5,011	4,873
委託者報酬	120,023	116,773
その他費用	17,201	16,882
営業費用合計	142,235	138,528
営業利益又は営業損失()	440,643	59,987
経常利益又は経常損失()	440,643	59,987
当期純利益又は当期純損失()	440,643	59,987
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額()	24,370	86,335
期首剰余金又は期首欠損金()	69,260	445,867
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	183,705
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	-	183,705
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,854	35,101
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	16,906	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	81,948	35,101
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	445,867	323,611

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年4月20日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を2025年4月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
1. 受益権の総数	12,604,247口	8,878,891口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	445,867円	323,611円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9646円 (9,646円)	0.9636円 (9,636円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期計算期間 (自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	第13期計算期間 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.35%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(371,492円)、収益調整金(3,353,081円)、分配準備積立金(778,755円)より、分配対象収益は、4,503,328円(1万口当たり3,572円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(255,347円)、収益調整金(2,470,768円)、分配準備積立金(704,987円)より、分配対象収益は、3,431,102円(1万口当たり3,864円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期計算期間 (自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	第13期計算期間 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細	同左

	表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミットteeで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミットteeで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミットteeに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における	同左

	名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	
--	---	--

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
親投資信託受益証券	1,662,277	146,401
合計	1,662,277	146,401

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	第12期計算期間(2024年4月22日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	217,805	-	218,359	554
	イギリスポンド	17,424	-	17,332	92
	売建				
	アメリカドル	8,976,385	-	9,212,534	236,149
	ユーロ	2,983,245	-	3,003,811	20,566
	イギリスポンド	864,467	-	864,335	132
	合計	13,059,326	-	13,316,371	256,121

区分	種類	第13期計算期間(2025年4月21日現在)			
		契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超(円)		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建				
	アメリカドル	273,654	-	263,921	9,733
	ユーロ	34,157	-	34,096	61
	イギリスポンド	14,095	-	13,701	394
	売建				
	アメリカドル	6,532,236	-	6,213,047	319,189
	ユーロ	1,748,973	-	1,760,506	11,533
	イギリスポンド	547,866	-	538,225	9,641
	合計	9,150,981	-	8,823,496	307,109

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	13,450,558	12,604,247
期中追加設定元本額	4,042,723	1,701,223
期中一部解約元本額	4,889,034	5,426,579

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	DWS グローバル公益債券マ ザーファンド	3,121,892	8,306,105	
合計		3,121,892	8,306,105	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(3)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

独立監査人の監査報告書

2025年7月2日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）の2024年4月23日から2025年4月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）の2025年4月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

(1) 【貸借対照表】

（単位：円）

	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	17,792,372	17,712,792
流動資産合計	17,792,372	17,712,792
資産合計	17,792,372	17,712,792
負債の部		
流動負債		
未払解約金	100,052	-
未払受託者報酬	4,030	4,195
未払委託者報酬	96,837	100,776
その他未払費用	9,110	9,485
流動負債合計	210,029	114,456
負債合計	210,029	114,456
純資産の部		
元本等		
元本	8,210,680	8,397,731
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	9,371,663	9,200,605
（分配準備積立金）	3,044,636	3,106,140
元本等合計	17,582,343	17,598,336
純資産合計	17,582,343	17,598,336
負債純資産合計	17,792,372	17,712,792

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第12期計算期間 (自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	第13期計算期間 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
営業収益		
有価証券売買等損益	3,012,260	187,903
営業収益合計	3,012,260	187,903
営業費用		
受託者報酬	7,950	8,293
委託者報酬	190,882	199,001
その他費用	17,964	18,730
営業費用合計	216,796	226,024
営業利益又は営業損失()	2,795,464	413,927
経常利益又は経常損失()	2,795,464	413,927
当期純利益又は当期純損失()	2,795,464	413,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	558,913	78,903
期首剰余金又は期首欠損金()	7,461,628	9,371,663
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,006,363	2,304,143
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,006,363	2,304,143
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,332,879	1,982,371
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,332,879	1,982,371
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金()	9,371,663	9,200,605

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 2025年4月20日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日を2025年4月21日としております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
1. 受益権の総数	8,210,680口	8,397,731口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.1414円 (21,414円)	2.0956円 (20,956円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第12期計算期間 (自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	第13期計算期間 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	純資産総額に対して年率0.35%以内の額	同左
2. 分配金の計算方法	計算期間末における費用控除後の配当等収益(667,763円)、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(1,382,770円)、収益調整金(6,327,027円)、分配準備積立金(994,103円)より、分配対象収益は、9,371,663円(1万口当たり11,413円)ですが、今期は分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(620,908円)、収益調整金(6,353,095円)、分配準備積立金(2,485,232円)より、分配対象収益は、9,459,235円(1万口当たり11,264円)ですが、今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	第12期計算期間 (自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	第13期計算期間 (自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び主要投資対象である親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左
-------------------	--	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
親投資信託受益証券	2,420,703	306,407
合計	2,420,703	306,407

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	第12期計算期間 (2024年4月22日現在)	第13期計算期間 (2025年4月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
元本の推移		
期首元本額	8,929,529	8,210,680
期中追加設定元本額	2,014,367	1,912,422
期中一部解約元本額	2,733,216	1,725,371

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	D W S グローバル公益債券マ ザーファンド	6,657,443	17,712,792	
合計		6,657,443	17,712,792	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは「DWS グローバル公益債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

区分	(2024年4月22日現在)	(2025年4月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	1,602,087,567	2,690,749,422
コール・ローン	138,714,550	357,561,071
特殊債券	7,390,148,811	8,311,170,891
社債券	71,761,787,171	64,059,170,356
派生商品評価勘定	101,706,097	46,696,046
未収入金	693,289,663	-
未収利息	1,073,621,515	1,068,640,024
前払費用	18,364,872	17,393,510
差入委託証拠金	1,259,854,528	1,297,134,585
流動資産合計	84,039,574,774	77,848,515,905
資産合計	84,039,574,774	77,848,515,905
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	534,245	111,715,058
未払金	361,115,345	-
流動負債合計	361,649,590	111,715,058
負債合計	361,649,590	111,715,058
純資産の部		
元本等		
元本	31,088,869,696	29,217,748,248
剰余金		
剰余金又は欠損金()	52,589,055,488	48,519,052,599
元本等合計	83,677,925,184	77,736,800,847
純資産合計	83,677,925,184	77,736,800,847
負債純資産合計	84,039,574,774	77,848,515,905

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。 (2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

(2024年4月22日現在)	(2025年4月21日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	(2024年4月22日現在)	(2025年4月21日現在)
1. 受益権の総数	31,088,869,696口	29,217,748,248口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6916円 (26,916円)	2.6606円 (26,606円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2023年4月21日 至 2024年4月22日)	(自 2024年4月23日 至 2025年4月21日)
1. 金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。当該金融商品には、性質に応じてそれぞれ市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等)、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

	当親投資信託が行うデリバティブ取引については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスク、有価証券の価格変動リスク及び金利変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、アセットマネジメント業務部、アセットマネジメントコンプライアンス部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、委託先リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用委託先管理業務を行っております。また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。	同左

金融商品の時価等に関する事項

項目	(2024年4月22日現在)	(2025年4月21日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2024年4月22日現在)	(2025年4月21日現在)
特殊債券	147,505,373	105,766,068
社債券	1,199,707,141	883,955,188
合計	1,052,201,768	989,721,256

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

区分	種類	(2024年4月22日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル	381,222,771	-	381,757,016	534,245
	合計	381,222,771	-	381,757,016	534,245

区分	種類	(2025年4月21日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	57,612,058	-	57,798,459	186,401
	売建 アメリカドル	251,967,841	-	249,316,527	2,651,314
	合計	309,579,899	-	307,114,986	2,837,715

(注1)時価の算定方法

1. 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
2. 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(債券関連)

区分	種類	(2024年4月22日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	5,960,507,930	-	5,858,801,833	101,706,097
	合計	5,960,507,930	-	5,858,801,833	101,706,097

区分	種類	(2025年4月21日現在)			
		契約額等(円)	うち1年超(円)	時価(円)	評価損益(円)
市場取引	債券先物取引 売建	8,346,176,048	-	8,414,032,775	67,856,727
	合計	8,346,176,048	-	8,414,032,775	67,856,727

(注1)時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
2. 先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	(2024年4月22日現在)	(2025年4月21日現在)
	金額(円)	金額(円)
1. 元本の推移		
期首元本額	31,974,615,474	31,088,869,696
期中追加設定元本額	8,540,548,275	5,455,190,355
期中一部解約元本額	9,426,294,053	7,326,311,803
期末元本額	31,088,869,696	29,217,748,248
2. 元本の内訳		
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース (為替ヘッジあり)	13,341,806,573	10,680,025,513
DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Bコース (為替ヘッジなし)	13,412,887,473	14,126,436,867
DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース (為替ヘッジあり)	4,782,589	3,121,892
DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース (為替ヘッジなし)	6,610,333	6,657,443
DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Cコース (為替ヘッジあり)	2,287,127,624	1,998,572,609
DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Dコース (為替ヘッジなし)	1,580,253,629	2,110,672,983
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2014-07 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	146,367,246	-
ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2017-07 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付)	309,034,229	292,260,941

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	数量	評価額	備考
特殊債券	アメリカドル	CFELEC 3.875% 07/26/33	3,440,000.00	2,787,776.00	
		EDF 5.7% 05/23/28	1,720,000.00	1,766,870.00	
		EDF 5.95% 04/22/34	3,000,000.00	3,067,950.00	
		EDF 6.95% 01/26/39	2,000,000.00	2,164,640.00	
		TAQAUH 4.375% 01/24/29	5,200,000.00	5,131,880.00	
		計		14,919,116.00 (2,107,175,943)	
	ユーロ	CEZCP 4.125% 09/05/31	1,869,000.00	1,894,044.60	
		CEZCP 4.25% 06/11/32	2,189,000.00	2,228,577.12	
		EDF 4.375% 06/17/36	2,000,000.00	2,067,800.00	
		EDF 4.625% 01/25/43	2,000,000.00	2,000,680.00	
		EDF 4.75% 06/17/44	1,200,000.00	1,206,060.00	
		EDF FRN PERPETUAL	1,800,000.00	1,968,300.00	
		ESBIRE 4.25% 03/03/36	2,050,000.00	2,149,732.50	
		NEGANV 3.875% 04/29/44	950,000.00	938,552.50	
		ORSTED 3.625% 08/06/28	2,000,000.00	2,030,940.00	
		SPPDIS 1% 06/09/31	2,200,000.00	1,806,200.00	
		TENN 1.625% 11/17/26	1,840,000.00	1,797,864.00	
		TENN 2.75% 05/17/42	2,590,000.00	2,359,749.00	
		TENN FRN PERPETUAL	1,350,000.00	1,372,815.00	
		VATFAL 3.75% 10/18/26	1,740,000.00	1,773,964.80	
		VATFAL FRN 03/19/77	1,900,000.00	1,865,686.00	
		計		27,460,965.52 (4,447,303,365)	
	イギリスポンド	EDF FRN PERPETUAL	1,500,000.00	1,497,150.00	

	計	ORSTED 4.875% 01/12/32	5,000,000.00	4,791,250.00	
		VATFAL FRN 06/29/83	1,700,000.00	1,523,965.00	
		VATFAL FRN 08/17/83	1,480,000.00	1,505,470.80	
				9,317,835.80	
				(1,756,691,583)	
	小計			8,311,170,891	
				(8,311,170,891)	
社債券	アメリカドル	ATO 6.2% 11/15/53	3,410,000.00	3,546,229.50	
		BRKHEC 5.3% 02/01/55	4,400,000.00	4,054,600.00	
		BRKHEC 5.5% 05/15/54	2,500,000.00	2,286,625.00	
		BRKHEC 6.25% 10/15/37	7,500,000.00	7,834,125.00	
		BRKHEC FRN 05/15/55	2,600,000.00	2,546,310.00	
		CNP 4.95% 04/01/33	2,590,000.00	2,560,033.70	
		CNP FRN 05/15/55	3,000,000.00	2,954,850.00	
		CPGX 5.097% 10/01/31	2,032,000.00	1,980,082.40	
		CPGX 6.055% 08/15/26	510,000.00	516,808.50	
		CPGX 6.544% 11/15/53	2,500,000.00	2,507,700.00	
		D 2.875% 07/15/29	2,000,000.00	1,872,800.00	
		D 5.375% 11/15/32	2,400,000.00	2,410,440.00	
		D 7% 06/15/38	6,110,000.00	6,764,252.69	
		D FRN 06/01/54	1,180,000.00	1,228,262.00	
		DTE 4.95% 07/01/27	650,000.00	655,135.00	
		DUK 3.25% 08/15/25	6,665,000.00	6,647,671.00	
		DUK 4.8% 12/15/45	2,000,000.00	1,674,900.00	
		DUK 6.4% 06/15/38	14,000,000.00	15,094,800.00	
		ED 3.35% 04/01/30	3,000,000.00	2,838,600.00	
		ED 4.45% 03/15/44	14,000,000.00	11,784,500.00	
		ED 5.9% 11/15/53	1,130,000.00	1,125,988.50	
		ED 6.75% 04/01/38	3,000,000.00	3,332,472.00	
		EDPPL 1.71% 01/24/28	7,500,000.00	6,931,875.00	
		EIX 5.45% 03/01/35	2,600,000.00	2,525,510.00	
		ENBCN 1.6% 10/04/26	1,580,000.00	1,512,613.00	
		ENBCN 6.7% 11/15/53	4,000,000.00	4,160,400.00	
		ENELIM 5.5% 06/26/34	4,200,000.00	4,182,150.00	
		ENELIM 6.8% 09/15/37	5,000,000.00	5,344,450.00	
		EOANGR 6.65% 04/30/38	11,000,000.00	11,728,640.00	
		EPD 4.85% 01/31/34	3,350,000.00	3,271,945.00	
		EPD 4.85% 03/15/44	6,200,000.00	5,464,370.00	
		EPD 5.95% 02/01/41	9,000,000.00	9,090,450.00	
		ES 5.5% 01/01/34	2,830,000.00	2,812,312.50	
		ES 5.95% 02/01/29	3,200,000.00	3,306,720.00	
		ES 5.95% 07/15/34	2,310,000.00	2,369,944.50	
		ETR 2.4% 06/15/31	5,125,000.00	4,357,787.50	
		ETR 5.15% 09/15/34	2,248,000.00	2,227,768.00	
		ETR 5.8% 09/01/53	3,000,000.00	2,911,620.00	
		EXC 3.35% 03/15/32	5,500,000.00	4,928,275.00	
		EXC 3.7% 08/15/28	3,000,000.00	2,936,700.00	
		EXC 3.7% 09/15/47	4,000,000.00	2,928,320.00	
		EXC 4.9% 06/15/33	5,000,000.00	4,959,000.00	
		EXC 5.4% 06/01/53	1,740,000.00	1,614,024.00	
		EXC 7.6% 04/01/32	5,000,000.00	5,609,270.00	
		EXC FRN 03/15/55	2,500,000.00	2,469,500.00	
		FE 2.65% 01/15/32	3,000,000.00	2,566,260.00	
		KMI 4.3% 03/01/28	3,000,000.00	2,978,850.00	
		KMI 5.05% 02/15/46	2,000,000.00	1,679,980.00	
		KMI 6.95% 01/15/38	8,800,000.00	9,421,438.40	
		MPLX 4.125% 03/01/27	3,480,000.00	3,440,676.00	
		MPLX 4.7% 04/15/48	4,440,000.00	3,471,636.00	
		NEE 1.9% 06/15/28	2,350,000.00	2,167,287.50	
		NEE 2.25% 06/01/30	5,000,000.00	4,409,500.00	
		NEE 4.125% 02/01/42	4,180,000.00	3,502,004.00	
		NEE 4.9% 02/28/28	3,650,000.00	3,679,565.00	
		NEE 5.6% 06/15/54	3,800,000.00	3,750,220.00	
		NEE 5% 07/15/32	2,670,000.00	2,648,773.50	

	NEE FRN 12/01/77	3,935,000.00	3,706,770.00
	NGGLN 2.742% 08/15/26	3,010,000.00	2,934,117.90
	NGGLN 4.278% 10/01/34	4,000,000.00	3,665,800.00
	NRUC 2.4% 03/15/30	3,599,000.00	3,239,819.80
	NRUC 3.4% 02/07/28	3,250,000.00	3,160,525.29
	NRUC FRN 04/30/43	2,557,000.00	2,556,872.15
	OKE 3.4% 09/01/29	5,000,000.00	4,669,250.00
	OKE 4.4% 10/15/29	1,178,000.00	1,148,196.60
	OKE 6.1% 11/15/32	2,500,000.00	2,583,869.10
	OKE 6.85% 10/15/37	4,000,000.00	4,205,400.00
	ONCRTX 4.3% 05/15/28	2,080,000.00	2,076,380.80
	ONCRTX 4.55 09/15/32	3,750,000.00	3,627,750.00
	ONCRTX 5.25% 09/30/40	13,000,000.00	12,438,140.00
	PAA 4.65% 10/15/25	3,000,000.00	2,995,950.00
	PCG 5.7% 03/01/35	1,805,000.00	1,781,354.50
	PCG 5.9% 10/01/54	2,500,000.00	2,279,125.00
	PEG 1.6% 08/15/30	2,000,000.00	1,693,100.00
	PEG 3.8% 01/01/43	9,300,000.00	7,251,582.00
	PEG 4.65% 03/15/33	2,000,000.00	1,963,900.00
	SGSPAA 3.25% 07/29/26	2,053,000.00	2,019,946.70
	SO 0.9% 01/15/26	4,000,000.00	3,890,160.00
	SO 4.3% 03/15/42	8,000,000.00	6,701,200.00
	SO FRN 03/15/55	1,365,000.00	1,390,389.00
	SRE 1.7% 10/01/30	2,770,000.00	2,353,308.90
	SRE 5.35% 04/01/53	3,100,000.00	2,816,722.00
	TRPCN 7.625% 01/15/39	9,000,000.00	10,186,200.00
	TRPCN FRN 03/15/77	2,270,000.00	2,178,519.00
	TRPCN FRN 06/01/65	3,108,000.00	3,014,449.20
	WES 5.45% 11/15/34	2,147,000.00	2,031,169.35
	WMB 3.75% 06/15/27	4,180,000.00	4,098,072.00
	WMB 4% 09/15/25	4,250,000.00	4,238,737.50
	WMB 5.15% 03/15/34	3,350,000.00	3,264,742.50
	WMB 5.3% 08/15/28	3,350,000.00	3,409,563.00
	XEL 5.25% 04/01/53	4,000,000.00	3,589,000.00
	XEL 5.45% 08/15/33	3,170,000.00	3,166,988.50
	XEL 5.5% 03/15/34	2,800,000.00	2,787,120.00
			356,691,210.98
			(50,379,066,638)
計			795,113.20
ユーロ	ALLRNV FRN PERPETUAL	791,000.00	
	AMPRI0 3.85% 08/27/39	1,200,000.00	1,183,500.00
	ANESM 3.75% 04/25/30	2,400,000.00	2,429,280.00
	ANESM 5.125% 04/23/31	2,800,000.00	2,986,620.00
	ANVAU FRN 03/11/81	3,200,000.00	3,096,000.00
	APAAU 2% 07/15/30	2,300,000.00	2,133,710.00
	CZGRID 1% 07/16/27	1,930,000.00	1,862,643.00
	EDPPL 3.5% 07/21/31	1,392,000.00	1,420,118.40
	ELIASO 3.875% 06/11/31	1,500,000.00	1,532,490.00
	ENBW 3.75% 11/20/35	1,533,000.00	1,543,562.37
	ENBW 4.049% 11/22/29	1,930,000.00	2,034,741.10
	ENBW 4.3% 05/23/34	2,080,000.00	2,202,907.20
	ENBW 6.125% 07/07/39	1,305,000.00	1,653,957.00
	ENBW FRN 01/23/84	2,100,000.00	2,166,990.00
	ENBW FRN 08/31/81	1,500,000.00	1,240,710.00
	ENELIM 3.5% 02/24/36	1,528,000.00	1,480,372.24
	ENELIM 5.625% 06/21/27	3,000,000.00	3,160,500.00
	ENELIM FRN PERPETUAL	1,200,000.00	1,283,220.00
	ENELIM FRN PERPETUAL	1,667,000.00	1,655,581.05
	ENGIFP 4.25% 03/06/44	1,500,000.00	1,490,700.00
	ENGIFP FRN PERPETUAL	1,500,000.00	1,521,600.00
	EPEN 5.875% 11/30/29	1,780,000.00	1,866,419.00
	EPEN 6.651% 11/13/28	2,700,000.00	2,897,100.00
	EUROGR 3.732% 10/18/35	1,200,000.00	1,199,880.00
	FLUVIU 3.875% 05/02/34	800,000.00	821,040.00
	FLUVIU 3.875% 05/09/33	2,200,000.00	2,257,530.00

		NATUEN 0.905% 01/22/31	1,800,000.00	1,527,210.00	
		REDEXS 4.375% 05/30/31	1,200,000.00	1,214,460.00	
		SRGIM FRN PERPETUAL	1,600,000.00	1,603,920.00	
		STATK 3.125% 12/13/31	1,230,000.00	1,242,300.00	
		STATK 3.75% 03/22/39	850,000.00	872,465.50	
		STEDIN 3.375% 02/12/37	834,000.00	819,029.70	
		SUEZFP 5% 11/03/32	2,500,000.00	2,722,750.00	
		TRNIM 3.875% 07/24/33	1,540,000.00	1,605,142.00	
		TVOYFH 1.375% 06/23/28	3,000,000.00	2,856,300.00	
		TVOYFH 4.25% 05/22/31	3,500,000.00	3,649,625.00	
		VIEFP FRN PERPETUAL	1,100,000.00	1,154,725.00	
	計			67,184,211.76	
	イギリスポンド			(10,880,483,094)	
		APAAU 3.125% 07/18/31	2,890,000.00	2,528,894.50	
		CNALN FRN 05/21/55	680,000.00	676,396.00	
		ENELIM 5.75% 09/14/40	4,000,000.00	3,797,600.00	
		EOANGR 6.375% 06/07/32	4,500,000.00	4,741,200.00	
		IGYGY 4.75% 01/31/34	2,000,000.00	1,867,600.00	
		SRGIM 5.75% 11/26/36	1,255,000.00	1,238,044.95	
	計			14,849,735.45	
				(2,799,620,624)	
	小計			64,059,170,356	
				(64,059,170,356)	
	合計			72,370,341,247	
				(72,370,341,247)	

(注)1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2.小計・合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	特殊債券 5銘柄	2.7%	72.5%
	社債券 93銘柄	64.8%	
ユーロ	特殊債券 15銘柄	5.7%	21.2%
	社債券 37銘柄	14.0%	
イギリスポンド	特殊債券 4銘柄	2.3%	6.3%
	社債券 6銘柄	3.6%	

信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2)注記表(デリバティブ取引に関する注記) 取引の時価等に関する事項に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

(2025年5月30日現在)

資産総額	8,722,613 円
負債総額	40,315 円
純資産総額（ - ）	8,682,298 円
発行済口数	8,989,199 口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9659 円
（1万口当たり純資産額）	（9,659 円）

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

(2025年5月30日現在)

資産総額	19,133,877 円
負債総額	34,189 円
純資産総額（ - ）	19,099,688 円
発行済口数	8,899,747 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.1461 円
（1万口当たり純資産額）	（21,461 円）

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

(2025年5月30日現在)

資産総額	80,002,985,139 円
負債総額	105,080,977 円
純資産総額（ - ）	79,897,904,162 円
発行済口数	29,274,226,950 口
1口当たり純資産額（ / ）	2.7293 円
（1万口当たり純資産額）	（27,293 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

(1) 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

(2) 上記(1)の申請のある場合には、上記(1)の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記(1)の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

(3) 上記(1)の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

5. 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金等

資本金の額

3,078百万円（2025年5月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2025年5月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2025年5月末現在）

最近5年間ににおける資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

(投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、DWSグループ（グローバル）からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

各拠点で運用ガイドライン・モニタリングを担当するチームが、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

アセットマネジメントコンプライアンス部は、運用部から独立した立場で、ガイドライン遵守状況及び利益相反取引のチェックを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年5月末現在、委託会社の運用するファンドは63本、純資産総額は778,900百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	50本	189,094百万円
私募	単位型	株式投資信託	1本	808百万円
	追加型	株式投資信託	12本	588,998百万円
合計			63本	778,900百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025 年 6 月 10 日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関 賢二

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)		当事業年度 (2025年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	1	3,566,951	1	4,328,664
前払費用		53,483		53,664
未収委託者報酬		421,696		435,871
未収収益	1	1,746,442	1	1,358,487
未収還付消費税		-		18,554
立替金		41,199		29,739
その他の流動資産		-		9,603
流動資産計		5,829,774		6,234,586
固定資産				
投資その他の資産				
投資有価証券		1,105		552
敷金		28,459		31,192
供託金		10,000		10,000
預託金		1,000		1,000
未収入金		-		78,613
貸倒引当金		-		78,613
投資その他の資産合計		40,565		42,744
固定資産合計		40,565		42,744
資産合計		5,870,339		6,277,331

(単位:千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	223,520	247,834
未払手数料	187,471	195,303
その他未払金	72,968	6,882
未払費用	1,195,329	1,653,579
未払消費税	8,654	-
未払法人税等	39,086	53,693
賞与引当金	121,599	120,190
その他の流動負債	17,692	263
流動負債合計	1,866,323	2,277,748
固定負債		
退職給付引当金	406,706	383,178
長期未払費用	27,474	61,821
賞与引当金	47,037	30,334
繰延税金負債	84	47
固定負債合計	481,302	475,382
負債合計	2,347,626	2,753,130
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,078,000	3,078,000
資本剰余金		
資本準備金	1,830,000	1,830,000
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,385,478	1,383,907
利益剰余金合計	1,385,478	1,383,907
株主資本合計	3,522,521	3,524,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	191	108
評価・換算差額等合計	191	108
純資産合計	3,522,713	3,524,200
負債純資産合計	5,870,339	6,277,331

(2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日)	当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,033,825	3,047,653
運用受託報酬	224	177
その他営業収益	3,007,179	3,121,585
営業収益合計	6,041,228	6,169,416
営業費用		
支払手数料	1,406,573	1,389,203
広告宣伝費	20,134	29,096
公告費	-	540
調査費	125,890	116,288
委託調査費	426,339	476,907
情報機器関連費	137,104	132,217
委託計算費	202,709	188,834
通信費	8,824	8,657
印刷費	10,663	5,383
協会費	11,017	2,575
諸会費	1,038	792
諸経費	24,718	32,487
営業費用合計	2,375,014	2,382,985
一般管理費		
役員報酬	90,996	136,745
給料・手当	1,097,901	1,046,523
賞与	418,805	545,828
交際費	4,628	13,761
旅費交通費	21,419	32,368
租税公課	57,241	47,030
不動産賃借料	329,400	654,902
退職給付費用	98,469	88,234
福利厚生費	316,749	301,077
業務委託費	1 774,694	1 646,334
退職金	-	1,790
諸経費	110,740	133,704
一般管理費合計	3,321,046	3,648,301
営業利益	345,167	138,129
営業外収益		
有価証券売却益	2,999	-
有価証券償還益	-	189
雑収益	7,477	8,620
営業外収益合計	10,477	8,809

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業外費用		
貸倒引当金繰入	-	78,613
為替差損	63,399	15,672
有価証券売却損	2	-
雑損失	2,736	656
営業外費用合計	66,138	94,943
経常利益	289,505	51,995
特別損失		
割増退職金	162,037	-
特別損失合計	162,037	-
税引前当期純利益	127,468	51,995
法人税、住民税及び事業税	45,706	50,424
法人税等合計	45,706	50,424
当期純利益	81,761	1,570

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

（単位:千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,467,239	3,440,760
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	81,761	81,761
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,385,478	3,522,521

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	1,587	1,587	3,442,347
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	81,761
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	1,395	1,395	1,395
当期変動額合計	1,395	1,395	80,365
当期末残高	191	191	3,522,713

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金	
			繰越利益剰余金	
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,385,478	3,522,521
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	1,570	1,570
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,570	1,570
当期末残高	3,078,000	1,830,000	1,383,907	3,524,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	191	191	3,522,713
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	-
当期純利益	-	-	1,570
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	83	83	83
当期変動額合計	83	83	1,487
当期末残高	108	108	3,524,200

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

(貸借対照表関係)

- 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
預金	2,930,930 千円	3,437,566 千円
未収収益	2,433 千円	72,964 千円
未払費用	188,760 千円	192,310 千円

(損益計算書関係)

- 1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
業務委託費	389,267 千円	352,655 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当会計期間末(2025年3月31日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

(単位:千円)

	当会計期間 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1年以内	58,321
1年超	143,921
合計	202,242

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達を行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券	1,105	1,105	-
資産計	1,105	1,105	-
デリバティブ取引(*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(427)	(427)	-
デリバティブ取引計	(427)	(427)	-

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*2) 預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2024年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	-	1,105	-	1,105
資産計	-	1,105	-	1,105
デリバティブ取引				
通貨関連	-	427	-	427
負債計	-	427	-	427

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

（注）2．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超
預金	3,566,951	-	-
未収委託者報酬	421,696	-	-
未収収益	1,746,442	-	-
投資有価証券			
其他有価証券	567	-	129
合計	5,735,658	-	129

（注）償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2025年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券 其他有価証券	552	552	-
未収入金 貸倒引当金（*1）	78,613 (78,613)		
	-	-	-
資産計	552	552	-
デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの	(263)	(263)	-
デリバティブ取引計	(263)	(263)	-

（*1）未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2025年3月31日）

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券	-	552	-	552
資産計	-	552	-	552
デリバティブ取引 通貨関連	-	263	-	263
負債計	-	263	-	263

(注) 1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2 . 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超
預金	4,328,664	-	-
未収委託者報酬	435,871	-	-
未収収益	1,358,487	-	-
投資有価証券			
其他有価証券		128	-
合計	6,123,023	128	-

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2024年 3 月31日)

(単位: 千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	1,105	828	276
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		1,105	828	276

当事業年度 (2025年 3 月31日)

(単位: 千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	552	396	155
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	-	-	-
合計		552	396	155

2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)

(単位: 千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10,696	2,999	2

当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)

(単位: 千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	634	189	-

(注) 上記その他有価証券の「売却額」、「売却益」には「償還額」、「償還益」が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度 (2024年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ	533,171	-	296	296
	買建 ユーロ	26,233	-	131	131
	合計	559,405	-	427	427

当事業年度 (2025年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	売建 ユーロ	218,913	-	524	524
	買建 ユーロ	293,238	-	260	260
	合計	512,151	-	263	263

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	494,477	398,884
勤務費用	52,890	47,279
利息費用	6,531	6,956
数理計算上の差異の発生額	3,477	17,262
退職給付の支払額	151,934	66,498
転籍者調整額	395	7,533
退職給付債務の期末残高	398,884	361,825

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	398,884	361,825
未積立退職給付債務	398,884	361,825
未認識数理計算上の差異	7,822	21,352
貸借対照表に計上された負債の純額	406,706	383,178
退職給付引当金	406,706	383,178
貸借対照表に計上された負債の純額	406,706	383,178

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)		
	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	52,890	47,279
利息費用	6,531	6,956
数理計算上の差異の費用処理額	2,452	3,732
確定給付制度に係る退職給付費用	56,970	50,504

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	1.75%	2.26%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度 41,498 千円、当事業年度 37,730 千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3月31日)	(単位:千円) 当事業年度 (2025年 3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	653,069	623,579
未払費用	287,979	277,782
減価償却超過額	172,876	217,794
退職給付引当金	124,533	120,777
賞与引当金	52,468	46,491
貸倒引当金	-	24,779
長期未払費用	7,580	18,917
未払事業税	9,167	8,428
その他未払金	22,342	-
その他	1,578	1,507
繰延税金資産小計	1,331,597	1,340,060
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注 2)	653,069	623,579
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	678,527	716,480
評価性引当額小計 (注 1)	1,331,597	1,340,060
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	84	47
繰延税金負債合計	84	47
繰延税金資産 (負債) の純額	84	47

(注 1) 評価性引当額が 8,463 千円増加しております。主な要因は、所得税法等の一部を改正する法律 (令和 7 年法律第 13 号) に基づく、2027 年 4 月以降に解消する見込みである繰延税金資産の認識額増加によるもの及び当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額の取り崩しによる減少によるものであります。

(注 2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024 年 3 月 31 日)

	(単位:千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	-	653,069	653,069
評価性引当額	-	-	-	-	-	653,069	653,069
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2025 年 3 月 31 日)

	(単位:千円)						
	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金 (*1)	-	-	-	-	302,181	321,397	623,579
評価性引当額	-	-	-	-	302,181	321,397	623,579
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(*1) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：％)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	5.4
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	22.5	96.1
評価性引当額	24.4	37.8
その他	5.8	2.7
税効果会計適用後の法人税の負担率	35.9	97.0

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項(セグメント情報等)に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。
2. 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

- (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,044,418	1,056,103	802,105	717,975	420,625	6,041,228

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

- (2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,038,529	投資運用業
DWS Investment S.A.	802,105	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	ルクセンブルク	ドイツ	その他	合計
3,047,830	1,152,050	654,578	641,784	673,171	6,169,416

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

(単位：千円)

相手先	営業収入	関連するセグメント
RREEF America L.L.C.	1,135,864	投資運用業
DWS Investment S.A.	654,578	投資運用業

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktien-Gesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,106,436千ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入			*2 預金	2,930,930
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	*1 IT、管理顧問サービス	275,291	未払費用	188,760

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	4,987 百万ユーロ	銀行業	(被所有) 間接 79 %	資金預入 サービスの提供	*2 IT、管理部門サービス	137,470	*1 預金 未収収益	3,437,566 70,850
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaA	ドイツ フランクフルト	200,000 千ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの提供	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	215,184 2,099	未収収益 未払費用	2,114 192,310

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,788 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	492,085	未払費用	341,010
同一の 親会社 を持つ会社	BREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	1,038,529	未収収益	488,786
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	98,284 10,058	未収収益	108,432
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託費	33,706 43,193 329,647	未払収益 未払費用	81,840 264,010
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	802,105	未収収益	480,795
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*3 その他営業収益	215,004	未収収益	137,705
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス	94,397	未払費用	91,410
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	9,821 31,876	未収収益	67,093

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	43,798 百万円	証券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス	815,837	未払費用	704,819
同一の親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	119,328 1,135,864	未収収益	312,727
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	73,125 94,328 2,298	未収収益 未払費用	14,110 101,637
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	62,500 94,328 373,709	未収収益 未払費用	88,068 249,296
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,877 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	229,537 654,578	未収収益 未払費用	238,302 9,781
同一の親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益 *4 委託調査費	5,869 295,331 73,299	未収収益 未払費用	154,826 39,988
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	英国 ロンドン	82,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	96,065 424,698	未収収益 未払費用	168,020 4,257
同一の親会社 を持つ会社	DWS Group Services UK Limited	英国 ロンドン	21,500 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	119,504 2,313	未収収益 未払費用	2,302 111,428
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Singapore Limited	シンガポール シンガポール	96,700 千 シンガポールドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	42,633 74,313	未収収益	86,339
同一の親会社 を持つ会社	DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd.	韓国 ソウル	19,410,825 千韓国ウォン	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	2,075 68,898	未収収益	65,424
同一の親会社 を持つ会社	DWS Investments Hong Kong Limited	香港 香港	238,600 千 香港ドル	投資運用業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 IT、管理部門サービス *3 その他営業収益	133,817 35,646	未収収益 未払費用	50,039 112,202

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場
DB Beteiligungs-Holding GmbH ニューヨーク証券取引所に上場
DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	57,224.06 円	57,248.22 円
1株当たり当期純利益	1,328.15 円	25.51 円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益 (千円)	81,761	1,570
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益 (千円)	81,761	1,570
期中平均株式数 (株)	61,560	61,560

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

DWS グローバル公益債券ファンドDC
Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）

約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

DWS グローバル公益債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、主に世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

実質外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを[1]

信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3. 収益分配方針

毎決算時（原則として毎年4月20日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース（為替ヘッジあり）

DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース（為替ヘッジなし）

約款

（信託の種類、委託者及び受託者）

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託事務の委託）

第2条 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第18条第1項及び同条第2項並びに第32条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

（信託の目的及び金額）

第3条 委託者は、金10万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第1項、第51条第1項、第52条第1項及び第54条第2項の規定による信託期間終了日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第6条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第7条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割及び再分割）

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については10万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法）

第9条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じて得た額とします。

この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第29条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

（信託日時の変化する受益権の内容）

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（受益権の申込単位及び価額）

第13条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）及び委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）をいいます。以下同じ。）は、第8条第1項の規定により分割される受益権を、別に定める自動けいぞく投資約款（別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款等を含むものとします。）にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込みに応ずることができます。

前項の規定にかかわらず、販売会社は、第47条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合を除き、取得申込日が別に定める日にあたる場合には、原則として受益権の取得申込みに応じないものとします。

第1項の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の場合の受益権の価額は、取得申込みを受付けた日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口につき1円とします。

前項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、第40条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第1項による受益権の取得申込みの受付

を中止すること及びすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第23条から第25条までに定めるものに限りまゝ。）
 - ハ．金銭債権
 - ニ．約束手形
- 2．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

（投資の対象とする有価証券等）

第17条 委託者は、信託金を、主として、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたDWS グローバル公益債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図するものとします。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。）
- 11．コマーシャル・ペーパー
- 12．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）及び新株予約

権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。）で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 18. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 19. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 22. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書及び第13号並びに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第16号の証券及び第13号並びに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号及び第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券及び上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券をいいます。以下同じ。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とし

ます。

（利害関係人等との取引等）

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）及び受託者の利害関係人、第32条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項及び第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条、第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項及び同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項及び第2項に掲げる資産への投資等並びに第22条から第25条まで、第27条から第29条まで、第31条、第35条から第37条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

前3項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項及び同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

[2]

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目録見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- １．信託財産に属する株券及び新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- ２．株式分割により取得する株券
- ３．有償増資により取得する株券
- ４．売出しにより取得する株券
- ５．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第１項第３号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号及び第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- ６．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡取引及び為替先渡取引の運用指図）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引及び為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第５条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引及び為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第25条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第26条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

（有価証券の貸付の指図及び範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売り）

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第31条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。以下本条において同じ。）について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換

算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

(信託業務の委託等)

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者[3]のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第33条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第34条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券の売却等の指図)

第35条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第36条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金及び有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第37条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、当該有価証券等の解約代金及び当該有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第38条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第39条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第40条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は平成24年10月5日から平成25年4月22日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に規定する信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第41条 受託者は、毎計算期間末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用及び監査費用）

第42条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用等を含みます。）及び受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸費用」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。

前項において、諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は信託財産の規模等を考慮して、期中にあらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計算し、第1期計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。）及び毎計算期末または信託終了のときに消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）とともに信託財産中から支弁します。

（信託報酬等の総額）

第43条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第40条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の100の率を乗じて得た額とします。

前項の信託報酬は、第1期計算期間を除く毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めるものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（収益の分配方式）

第44条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）から、諸費用（消費税等相当額を含みます。）信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸費用（消費税等相当額を含みます。）信託報酬及び当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

毎計算期間末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第45条 受託者は、収益分配金については、第47条第1項に規定する交付前に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金（第49条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）については第46条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金及び一部解約金の支払い）

第46条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第49条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として6営業日目から当該受益者に支払います。

前各項に規定する償還金及び一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

償還金及び一部解約金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項に規定する「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益

分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（収益分配金の再投資）

第47条 受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みに応ずるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

第49条第3項に規定する信託契約の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、前2項の規定にかかわらず、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益者に支払います。

収益分配金に係る収益調整金は、原則として受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第48条 受益者が、収益分配金については前条第3項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないと、並びに信託終了による償還金については第46条第1項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第49条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が別に定める日にあたる場合には、原則として当該請求に応じないものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額とします。

信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が発生した場合、システムの誤作動等により決済または基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。）があると委託者が判断した場合は、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第4項の規定に準じて計算された価額とします。

（信託契約の解約）

第50条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場

合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第51条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第55条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第52条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第55条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第53条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第54条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第55条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第55条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの

当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第56条 この信託は、委託者が第49条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第50条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第57条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称及び住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用状況に係る情報の提供)

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(公告)

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第59条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第60条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第25条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額 of 金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第25条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当

該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成24年10月5日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行

付表

1. 約款第13条第2項及び第49条第2項に規定する「別に定める日」とは次のものをいいます。

フランクフルト証券取引所の休業日
フランクフルトの銀行休業日
ニューヨーク証券取引所の休業日
ニューヨークの銀行休業日
ニューヨークにおける債券市場の取引停止日

(注) [1] から [3] までについては、「Aコース(為替ヘッジあり)」及び「Bコース(為替ヘッジなし)」でそれぞれ下記のとおり読替えるものとします。

	Aコース(為替ヘッジあり)	Bコース(為替ヘッジなし)
[1] (運用の基本方針 / 2. 運用方法 / (2) 投資態度)	行います。	行いません。
[2] (第19条の次)	(運用の権限委託) 第19条の2 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、為替ヘッジに関する権限を次の者に委託します。 名 称：DWSインベストメントGmbH 所在地：ドイツ連邦共和国 ヘッセン州 フランクフルト 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。 (信用リスク集中回避のための投資制限) 第19条の3 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。	(信用リスク集中回避のための投資制限) 第19条の2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
[3] (第32条第3項)	(第19条の2に定める運用の権限委託先を含みます。)	該当なし

親投資信託

DWS グローバル公益債券マザーファンド

約 款

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国の公益企業・公社が発行する債券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として、世界各国の公益企業・公社が発行する債券に投資を行い、インカム・ゲインの獲得と信託財産の中長期的な成長を目指します。

債券への投資にあたっては、金利水準・流動性・信用力等を勘案して選択した銘柄に投資します。

外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。

信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、並びに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行うことができます。

市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避する目的並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

親投資信託
DWS グローバル公益債券マザーファンド 約款

(信託の種類、委託者及び受託者)

第 1 条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第 2 条 受託者は、信託法第28条第 1 号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 1 条第 1 項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第14条第 1 項及び同条第 2 項並びに第29条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び追加信託金の限度額)

第 3 条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4 条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第 1 項及び第 2 項、第46条第 1 項、第47条第 1 項及び第49条第 2 項の規定による信託期間終了日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第 5 条 この信託に係る受益証券（第10条第 4 項の受益証券不所持の申出があった場合は受益権とします。以下、第 6 条、第43条第 2 項、第45条及び第51条において同じ。）の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第 2 条第 3 項第 2 号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 9 項第 1 号で定める適格機関投資家私募により行われます。

(受益者)

第 6 条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするドイツ・アセット・マネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

第 7 条 委託者は、第 3 条第 1 項の規定による受益権については、1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 8 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第 8 条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）の処理を行う前の信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除して得た金額（以下「純資産総額」といいます。）を、追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除して得た金額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類並びに受益証券不所持の申出)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

受益者は、当該受益証券を他に譲渡することができません。

前各項の規定にかかわらず、受益者は、委託者に対し、当該受益者の有する受益権に係る受益証券の所持を希望しない旨を申し出ることができます。

前項の規定による申出は、その申出に係る受益権の内容を明らかにしてしなければなりません。この場合において、当該受益権に係る受益証券が発行されているときは、当該受益者は、当該受益証券を委託者に提出しなければなりません。

第4項の規定による申出を受けた委託者は、遅滞なく、前項前段の受益権に係る受益証券を発行しない旨を受益権原簿に記載し、または記録します。

委託者は、前項の規定による記載または記録をしたときは、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行しません。

第5項後段の規定により提出された受益証券は、第6項の規定による記載または記録をしたときにおいて、無効となります。

第4項の規定による申出をした受益者は、いつでも、委託者に対し、第5項前段の受益権に係る受益証券を発行することを請求することができます。この場合において、同項後段の規定により提出された受益証券があるときは、受益証券の発行に要する費用は、当該受益者の負担とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し、記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条から第22条までに定めるものに限りまゝ。)

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券等)

第13条 委託者(第16条第1項に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第15条、第17条から第26条まで、第28条、第32条から第34条まで同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図するものとします。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 資産の流動化に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. 資産の流動化に係る特定目的信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第13号で定めるものをいいます。)
 11. コマーシャル・ペーパー
 12. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) 及び新株予約権証券
 13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 15. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。次号において同じ。) で次号で定めるもの以外のもの
 16. 投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本号において同じ。) または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
 17. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 18. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
 19. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 20. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
 22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 23. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 24. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、第1号の証券または証書及び第13号並びに第19号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券並びに第16号の証券及び第13号並びに第19号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号及び第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は信託金を主として前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(利害関係人等との取引等)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行うものを含みます。) 及び受託者の利害関係人、第29条第 1 項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条、第13条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等並びに第19条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条及び第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役及び委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の 4 第 3 項及び同条第 4 項に規定する親法人等または子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第12条、第13条第 1 項及び第 2 項に掲げる資産への投資等並びに第19条から第22条まで、第24条から第26条まで、第28条、第32条及び第33条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等並びに当該取引、当該行為を行うことができます。

前 3 項の場合、委託者及び受託者は、受益者に対して信託法第31条第 3 項及び同法第32条第 3 項の通知は行いません。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第16条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

名 称 : D W S インベストメント GmbH

所在地 : ドイツ連邦共和国 ヘッセン州 フランクフルト

前項の委託を受けた者が受ける報酬は、かかる者と委託者との間で別途合意した取り決めに基づくものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法令に違反した場合、この信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第16条の 2 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(投資する株式等の範囲)

第17条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券は、金融商品取引所(金融商品取引法第 2 条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。) に上場されている株式の発行会社の発行するもの及び金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券及び新株予約権証券については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第18条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100

分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（信用取引の指図範囲）

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社が発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券及び新株引受権証券の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求及び新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- 6．信託財産に属する新株引受権証券及び新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券及び新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

委託者は、信託財産で保有する有価証券を信用取引の委託保証金の代用として差入れることの指図をすることができるものとします。

（先物取引等の運用指図）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引並びに外国の取引所における通貨に係る先物取引及びオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引及びオプション取引並びに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（金利先渡し取引及び為替先渡し取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に規定する信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引及び為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡し取引及び為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

（デリバティブ取引等に係る投資制限）

第22条の2 デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債及び転換社債型新株予約権付社債の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付の指図及び範囲）

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

前項各号に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

（公社債の空売り）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることを指図することができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

（公社債の借入れ）

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図）

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、信託財産の効率的な運用に資するため、並びに為替変

動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

（信託業務の委託等）

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者及び委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者（第16条に定める運用の権限委託先を含みます。）のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券の売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金等、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（損益の帰属）

第34条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第35条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株主割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で信託終了日までにその金額を見積もり得るものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第36条 この信託の計算期間は、毎年4月21日から翌年4月20日までとすることを原則とします。ただし、第1期計算期間は、平成21年4月30日から平成22年4月20日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第4条に規定する信託期間の終了日とします。

（信託財産に関する報告等）

第37条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報及び当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用）

第38条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立て替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

（信託報酬）

第39条 委託者及び受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

（利益の留保）

第40条 信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中の分配を行いません。

（追加信託金及び一部解約金の計理処理）

第41条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあっては追加信託差金、信託の一部解約にあっては解約差金として処理します。

（信託契約の一部解約）

第42条 委託者は、受益者の請求があった場合には、この信託契約の一部を解約します。

解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の純資産総額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約に係る受益権の口数を乗じた額とします。

（信託契約の解約）

第43条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2

週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者（委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第3項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

第3項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

（償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責）

第44条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除して得た額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（償還金の支払いの時期）

第45条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに当該償還金を受益者に支払います。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第46条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第50条の規定にしたがいます。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第47条 委託者が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第50条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い）

第48条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

（受託者の辞任及び解任に伴う取扱い）

第49条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第50条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

（信託約款の変更等）

第50条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以

下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日並びに重大な約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

前項の書面決議において、受益者(委託者及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第51条 この信託は、委託者が第42条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第52条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用状況に係る情報)

第53条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める事項に係る情報を提供しません。

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第55条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附則

第1条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第2条 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引及び当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日

までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の
金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成21年 4 月30日（信託契約締結日）

委託者 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

受託者 株式会社りそな銀行